

JICA 環境社会配慮ガイドライン第五回改定委員会議題

平成十五年三月二十七日（木曜日）

午後二時開議 国際協力事業団 11ABCD 会議室

出席委員（敬称省略）

共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
共同議長／委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
ビューロー／委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
ビューロー／委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
ビューロー／委員	小原 雅博	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	河野 章	外務省経済協力局開発協力課長
委員	木下 良智	農林水産省総合食料局国際協力課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課長
委員	小川 晃範	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長
	富本 幾文	国際協力事業団 企画・評価次長
ビューロー	鈴木 規子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長

代理出席

委員	佐々木 英之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
委員	岸本 道弘	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長補佐

欠席委員

委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	甲斐 正彰	国土交通省総合政策局国際協力課長
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課

-----◇-----
○ **原科共同議長** 時間になりましたので、開始致します。第5回環境社会配慮ガイドライン改定委員会を開始致します。それでは、早速第4回委員会以降の事務報告を、事務局からお願い致します。

-----◇-----
○ **事務局 鈴木（以下 鈴木）** それでは、第4回以降の事務報告について、ご案内申し上げます。その前に資料を確認させて頂きたいと思っております。議事次第が載っております、「JICA 環境社会配慮ガイドライン第5回改定委員会」というものが1つ、「案件事例」という厚い冊子が1つ、「JICA 環境社会配慮ガイドライン第5回改定委員会『基本方針』と『目的』に関する意見」という NGO 委員からの紙が1枚、「参考 6」と左上に明記がございます、「JICA 国際協力専門委員（環境アセスメント）田中 研一」というものが1つ。以上が本日、お配りしております資料でございます。早速、事務報告に入りたいと思っております。まず、その後第4回以降にございました意見として、吉田委員より「援助の調和化との関連で、今回のガイドラインの改定につき整理する必要がある」というご意見がございました。吉田委員はまだお見えになられていないので、こちらは、お見えになられた段階でご説明したほうがよろしいかと思っております。

○ **原科共同議長** ご出席の予定ですか。

○ **鈴木** はい。

○ **原科共同議長** それから、申し遅れましたが、今日は私が司会役でございます。國島委員と交代で行っており、本日は私でございますので、よろしくお願い致します。

○ **鈴木** それでは、調和化の（1）につきましては、吉田委員がお見えになられてから、ご説明したいと思います。次に、2ページ目の（2）でございます。木下委員より、第4回改定委員会で、事務局から「プロジェクト研究」という報告書をお配りしております。その中で、「第3章 他の国際援助機関における環境配慮の現況」と「参考資料 開発途上国の環境アセスメント制度の状況」について説明して欲しいというご要望がございました。これにつきまして、今ご説明してもよろしいでしょうか。それとも、事務報告を全て終えてからに致しましょうか。

○ **原科共同議長** どのくらいかかりますか。

○ **田中委員** 3分くらいです。

○ **鈴木** それでは、田中委員よりお願い致します。

○ **田中委員** 農林水産省の木下委員より、説明のご要望がございましたので、2点のうち、「第3章 他の国際援助機関における環境配慮の現況」ということから、まずご説明したいと思います。私どもは、社会経済インフラ整備計画・農業開発に関わる、環境社会配慮ガイドライン改定に関わるプロジェクト研究というものを、2000年3月の時点で、報告書として案を出しております。これは、従来色々なガイドラインが作られてきましたが、そのガイドラインに則って行う JICA の環境社会配慮が、どのような課題を持つ

ているかというのを調べてみようということで行われたものでございます。その中の1つのテーマと致しまして、国際援助機関、実際の途上国の環境配慮につきまして、調べる項目を作りました。JICAの職員と、私ども国際協力専門員、国際協力銀行の方、大学の先生にも加わって頂きまして、この研究を進めてまいりました。実際の調査は、コンサルタントの方々にもお願い致しまして、世銀等にも色々な情報を取りに行って頂いた次第です。そのプロジェクト研究の29ページにございます、世界銀行の事例につきましては、たくさんページ数がございますので、ポイントを申し上げたいと思います。お配りしました資料の「参考 6」というところに、また別の角度からこれを分析したレポートを持ってまいりました。これは、次のページを開けて頂きますと、平成11年度環境庁委託の調査で、ここに委員としていらっしゃいます海外環境協力センターの片山委員のところで作られた「国際協力における環境アセスメント」という報告書でございます。私も委員の1人として、この件に関わりました。この中で、世界銀行のプロセスについて、わりとわかりやすく書かれている部分を取り出しました。やはり世界銀行というのは、私どもは、実際に援助機関の中で、環境配慮をする時に一番見本になるガイドラインを作ってきた機関だと思います。そして1989年10月から、環境アセスメント、世銀ではインパクトをはずして、「環境アセスメント (Environmental Assessment -EA)」と呼んでおりますが、この環境アセスメントに関する業務指令 (Operational Directive) が導入されて、実際に運用されております。この中でポイントだと思いますのは、その資料30ページ目でございます。実際にこのアセスメントの流れの中で、一番上から2つめ、「スクリーニング」の下に「スコーピングと住民協議」というのが、まず入っております。これが非常に重要なポイントになっております。そして、その後、「環境アセスメント (Environmental Assessment -EA)」を準備致しまして、「環境アセスメント (Environmental Assessment -EA)」の報告書の検討と、ここでもまた住民協議というのがございます。最初に住民協議が、スコーピングと並んで行われるというのがポイントになると思います。そして、この国際マルチラテラルの援助機関につきましては、先程のプロジェクト研究の中にも米州開発銀行や、アジア開発銀行の例が入っております。基本的には、世界銀行の環境配慮というのが、手本になっていると思われます。最後のページに、「EIS REVIEW PROCESS」というのがございます。これは第2回改定委員会の際に、ビデオでフィリピンの環境管理局の局長がお話されているシーンをお見せしたのですが、その方から頂いた資料です。ここでポイントとなりますのは、「Proponent submits Signed FORMAL SCOPING REPORT to EMB (Environment Management Bureau)」と書いてあります。スコーピングのレポートを、まず環境管理局に提出するということですので、これは日本で行われている手法書というものを、きちんと見ていくということ、フィリピンでも行っているということが、ここで示されていると思われます。この表の真中あたりある、「EIARC (Environmental Impact Assessment Review Committee)」の中に、学識経験者の方

などが入れられて、実際のアセスメント書を見るわけですが、この方々が、表の左側に「site visit」と書いてありますように、現場に行くわけです。ところが、フィリピンの場合で一番困っておりますのは、現場に行く旅費を、なかなか環境管理局として出せないということを、環境管理局長がおっしゃっておいりました。その時点では、事業実施主体から、お金を集めてプール金を作り、そのプール金でこの「EIARC」の人達が行く旅費を捻出しているということをおっしゃっておいりました。ですから、こういったことは、実際にはなかなか本来、審査をする方が、審査を受ける方からお金をもらって旅費として使うことに、なかなか忸怩たる思いがあるということをおっしゃられておいりました。例えば、こういったフィリピンの他にも、このプロジェクト研究の中には色々な国の例を載せておいりますが、細かいところまでは、このようには載っておいりません。以上でご説明を終わらせて頂きます。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。
- **鈴木** そうしましたら、吉田委員がおみえになられましたので、(1)に戻りまして、「援助の調和化との関連で、今回のガイドラインの改定につき整理する必要がある」という点につきまして、ご説明したいと思っております。これにつきましては、そちらに記しているものが吉田委員からのご質問の内容でございます。現在 DAC の場を借りまして、先進国全体の手続きの様々な調和化という議論が行われております。それとこのガイドラインとの関係についてのお話でございます。こちらは、JICA からの代表として、企画・評価部次長の富本が、ここに言及されておりますローマ会合に出ておりますので、富本から簡単に説明をさせて頂きたいと思っております。
- **事務局 富本 (以下 富本)** 富本でございます。吉田委員の調和化の議論と、このガイドラインを位置づける必要があるというご指摘につきまして、まずローマの会議に出ましたものとしてご報告致します。ローマの会議は 2003 年 2 月 24 日、25 日までございまして、その目的と致しましては、全世界的に開発の目標とされておりますミレニアム開発目標、貧困、教育、医療、環境といったものを、2015 年までに達成するということです。これを達成するために、援助をより一層効果的に、効率的に行う必要があります。これまで各援助機関が、ばらばらに援助手続きを行っておりますと、非常に途上国に負担がかかります。非効率的なものであるということから、これを調和化 (Harmonize) する必要がある。そういう認識で、これまで OECD の DAC の場や、マルチの開発金融機関が行ってきました様々な調和化の取り組みを総括致しまして、一層調和化を進めようというアクションプランをコミットするということでございます。成果と致しましては、ローマのハイレベルフォーラムの宣言というものが発表されております。ここには、世銀のウォルフエンソン総裁をはじめ、ADB の千野総裁、JDB の総裁、タンザニアの大統領、各マルチの代表者が多数参加致しました。そういう意味では、かなり注目された会議であり、65 の国と機関から参加者が参りました。日本からは、外務省の吉川経協局審議官、JBIC の長谷川部長、JICA からは私、その他が出席致しま

した。議論の中心と致しましては、各ドナーがこれまでに行ってきた、いわゆる調和化の手法、特に財政管理や、物品の調達、評価、モニタリング、実施の前の手続き、国別・分野別の分析などにつきまして議論されました。ご質問の趣旨の、環境ガイドラインにつきましては、直接それに関したことはございませんでしたが、手続きの調和化の中で非常に重要な要素として、これは位置づけられておりまして、各援助機関ともこの環境評価ガイドラインについては、調和化を進めていこうということは確認されております。特にベトナムにおきましては、JBIC が世銀と ADB とベトナム政府において、手続きの調和化のパイロットプロジェクトを進めておりますが、その中には調達と財政管理以外に環境社会配慮といった分野が含まれております。こういった手続きの調和化の原則と致しましては、吉田委員のご指摘のとおり、これから途上国のオーナーシップ、主体性を尊重するというございます。それと同時に画一的なものではなく、途上国の現状、現況に合わせて多様性を尊重するというごも謳われております。会議での表現を引用すると、調和化を進めるためには、途上国がドライバーズシートに座って、援助国がバックシートに下がるというような表現をとっております。尚、JICA からはこういったオーナーシップを尊重するという、調和化の精神を進めることについても、吉田委員のご指摘のとおり、途上国の能力構築が非常に重要であるということも、私からも主張致しました。吉田委員のご意見でガイドラインの改定作業と、こういった調和化の考え方を考えてみると、原則からはずれているのではないかとご指摘もございます。私としては寧ろ、その調和化の議論の中に、これからの方針の中にも議論がございます。が、主体は途上国政府である、JICA はそれを支援する、調和化の中でのオーナーシップの尊重という原則がここに謳われております。それから、今回の改定作業自身が、JBIC が先に行われました改定作業や、国際機関との整合性を図るということも、まず前提としてあげられております。そういった意味で、あるいは国際的な動向にも留意するという方向性から考えて、当然のことながら、この調和化の議論にも耳を傾けていくという立場をとっていると思っております。ガイドラインを作って途上国に遵守をせまるというご意見がございます。が、寧ろガイドラインは、今回一時的に JICA がまず遵守すべきものである。結果としては、途上国に色々とアクションをお願いすることもあるかと思ひますが、まず JICA が守るものである。そして、途上国の主体性を支援することかと思ひます。JICA としてガイドラインを持つ意義はあろうかと思ひます。そのためにも JICA としての組織体制や、実施能力の充実といったことご図る必要があると思ひます。また、ガイドラインの改定とこの調和化の議論というものは、決して矛盾するものではないと思ひます。なお、外務省の長崎屋様から意見が出ておりますが、これは実は調和化の別の議論と致しまして、英国や北欧の国々が今新しい援助モダリティの議論をしております。それは、旧来のプロジェクトをばらばらに援助機関が行っており、非常に効率が悪いということで、プログラムやセクターワイドアプローチ、財政支援といった、いわゆる援助の資金を全部財政の中に一本化してし

まおうというような議論が進められております。これに対しまして、アメリカや日本、ドイツ、フランスといった大きな援助機関は、プロジェクトには優位性がある。一時的ではありますが、新しいモダリティに直進的に進むのはどうかということで、慎重な態度をとっております。ということが、長崎屋様の意見に反映されているのではないかと思います。私自身は、援助手続きの中でこのガイドラインの議論は出来るものと思っておりますので、今の回答と致しました。以上でございます。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。それでは今の件で、吉田委員、何かございますか。
- **吉田委員** 富本さん、ご丁寧にご説明頂きありがとうございました。私が質問した意図は、環境社会配慮ガイドラインを含めて、途上国側の負担を軽減するために手続きなどの調和化(harmonization)が援助機関の大きな潮流になってきています。この JICA のガイドラインの前書きにでも、この潮流と矛盾していない。寧ろ補完するものであるということ、きちっと整理しておいていただきたいということです。これは、ご指摘のとおり、援助国側からの押し付け的なガイドラインではなく、途上国の主体性、対応性を尊重した形で、いわばテーラーメイドのものを、彼ら自身で作る手助けをするという方向へ変化してきているということだと思います。JICA のガイドラインもそのような思想、原理というものを、整理した形で述べるのが望ましいのではないかという意見です。今の富本さんの意見と齟齬あるとは思いません。ただ一点、ガイドラインで我々ドナー側が緻密で異論のない完璧なものを作ろうとすればするほど、開発の前線で、ここにいらっしゃるオブザーバーの中にもおられると思いますが、現場で日々途上国の厳しい現実の中で同じ目線で仕事をしていると、ものすごく違和感せざるを得ないという感じを、私は持っております。私も現場がかなり長かったものですから。このガイドラインはドナー側に何か起こった時のエクスキューズのために、一生懸命精密に作られているというような違和感がします。やはり原点に戻って、途上国の視点にたつて、彼らが日々遭遇する問題をいかに解決するか、共に汗を流して解決するには、どうしたらいいかというような基本的なスタンスが必要だという感じがますますしたので、一言述べさせて頂きました。以上です。
- **原科共同議長** どうもありがとうございました。それでは、基本的なところでは、そういうことをきちんと書き込む。草案作りは、吉田委員にもご協力頂きたいと思っておりますので、その時はしっかり書きましょう。それでは、続けてお願い致します。
- **鈴木** はい。続けてその後の動きの部分をご説明致します。2 ページ目の (3) にまいります。2 ページ目の (3) に入れておりますのは、JICA の研修員として今回、「環境影響評価実務コース」という研修コースで、そこにごございます 11 カ国の研修員が受けにくるということになっております。これらの方は、そこにごございます途上国で、環境アセスメントや環境庁といったようなところで、実際に現場でアセスに携わっている研修員でございます。非常に意見交換をするにはいい機会だと思いますので、5 月 16 日

金曜日に、この環境社会配慮ガイドラインの委員との意見交換の場を設定させて頂きましたので、是非委員の皆様にもご参加下さいますようお願い申し上げます。場所は幡ヶ谷でございます、私どもの東京国際センターで行います。これはまた後ほど、ご希望のある委員の方は、事務局にご連絡を頂ければ、人数を取りまとめたいと思いますので、よろしくお願い致します。次に(4)にまいります。事前調査又は予備調査終了時点で中止となった案件ということで、ご質問がございました。過去の案件で、開発調査・無償資金それぞれ事前調査ないし、予備調査を実施した段階で、本格調査あるいは、基本設計調査にいかなかったものが何件ありますかというご質問でございました。平成12年度、平成13年度の案件を合計致しまして、開発調査が197件の新規案件があり、そのうち3件事前調査段階で中止をしております。無償資金は、42件予備調査案件を実施致しまして、そのうち6件を予備調査段階で中止をし、基本設計に移らなかったということになります。中止した3件と6件のそれぞれのうち、環境社会配慮といったことが理由で中止したことはないということでございます。おおよそのものが、実際の予備調査を行って見たら、他のドナーからの類似の協力が行われていた、あるいは全く調査の範囲が合わなかった、先方の実施体制がちゃんとしていなかった等、案件自体がfeasibleでなかったという理由になっております。これが案件の数字でございます。次に(5)にまいります。課題別指針でございます。前回の委員会で、課題別指針(「貧困削減」と「ジェンダーの主流化」)を2つと、報告書(「復興開発」)を1つお渡ししておりますが、他にもどのようなものがあるか、資料を出して欲しいというご要望がございましたので、お手元の資料12ページに参考2として、「JICA課題別指針について」まとめてあります。これは開発課題が様々起こってくる中で、国際的な潮流ですとか、それに向けたJICAの考え方を整理して、内部資料として取りまとめたものでございます。これをベースにJICAでは参考にしながら、実際に事業を企画、立案、案件審査等を行っているという資料です。これまで、そちらにありますように、1から25までの25課題について指針を作成しております。現在、下にあります作成予定10課題について作成を進めておまして、この秋くらいを目処にこの10課題についてもほぼ完成する予定で進めております。かなり分厚いものになりますので、25課題全部のコピーをしておりますが、この中の指針についてご関心があるというようなご意見がございましたら、事務局から別途資料として渡したいと思っております。後程ご意見を頂ければと思っております。以上が課題別指針でございます。資料を元に戻しまして、3ページ目の(6)、プログラム援助の関連資料というところです。これは、ECFAの委員の方から、プロジェクトとプログラム、特に最近はプログラムベースで案件検討をするというような話が動いていますがということで、関係を知りたいというご依頼がございました。13ページ、先程の課題別指針の次のページに、「プロジェクトとプログラムについて」、定義と位置関係を整理させて頂きました。定義として、DACが使っておりますプロジェクトとプログラムの定義。それから日本がDACに報告している日本としてのプロジ

ェクトとプログラムの定義を入れております。考え方として、今 JICA が考えておりますのは、下の絵でございます。例えば、この都市衛生改善プログラム。フィリピンなら、フィリピンという国の都市衛生改善プログラムという国が持つ大きなプログラムがあるとすると、その中にフィリピン自身のスラム改善プロジェクトがある。あるいは、他のドナーが支援している廃棄物処理プロジェクトがある。それに合わせて、日本が協力しているプログラムがある。その中に円借款のものもあれば、各省が行っている技術協力の部分もある。それから NGO が実施しているプロジェクトもある。さらに、下部に「JICA 協力プログラム」とありますが、JICA が協力しているものがございます。その中に、実際のプロジェクトが、そこがございますように、いくつかあるという整理をしております。現段階では、JICA の様々な個別のプロジェクトをプログラム化して、まとめて、よりインパクトを高く事業を行っていかうという考え方に基づいておりますが、実際に案件を先方政府から要請してくる場合、我々が検討する場合は、一番下にある、「浄水場建設プロジェクト」というプロジェクトレベルで、それぞれの案件の妥当性、実施の可否について検討して、類似のプロジェクトをまとめた形でプログラムとしてとらえているというのが現状でございます。将来的には、まだ先になるかと思いますが、JICA 協力プログラムという形のプログラムベースで、実施の可否・妥当性等について検討していくというのが、将来の姿だと思っております。現在そして当面は、このプロジェクトベースの検討というのが、実際に行われていることでございます。以上が宿題になっていた部分です。もう 1 つ、その後委員の変更がありましたので、ご紹介させて頂いてよろしいでしょうか。改定委員会の委員の変更がございましたので、ご報告致します。外務省経済協力局開発協力課長が石井委員から河野委員に代わられましたのでご報告申し上げます。

- **河野委員** 只今、ご紹介頂きました河野でございます。3月3日付けで開発協力課長になりましたので、こちらの会合に参加させて頂くのは、初めてということになります。これまで経済協力局の中の国別計画策定室におりましたので、局の全体の話として、環境社会配慮ガイドラインが動いているというのは承知しておりました。色々はこちらに参りましてから勉強することが多いかと思っておりますので、なるべく早くキャッチアップして、議論に貢献していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

-----◇-----

- **原科共同議長** よろしくお願ひ致します。それでは、最後の(6)でご説明がありました、プロジェクトとプログラム。こういった概念整理もして頂きましたが、当面はプロジェクト単位でということですね。通常、プロジェクトの上にプログラムやプランがあり、さらにポリシーという階層構図を考えます。プログラムというのは、プロジェクトの集合体というような感じになります。そのような整理をして頂きました。それでは、次にビューローによる打ち合わせの報告ということで、簡単にお願ひ致します。
- **鈴木** それでは、この委員会開始前に簡単に打ち合わせさせて頂きました。内容は、私

が今事務報告として申し上げたような点について、ビューローで内容を確認致しました。あわせて、5月以降の日程をビューローで話し合い、4月以降の第8回は、5月22日の午後ということで、皆様のご都合をお聞きしようということになりました。また後程、最後に確認させて頂きたいと思います。以上でございます。

- ◇-----
- **原科共同議長** では、3番目の案件事例ということで、これを順次ご担当の方からご説明して頂いて、質疑に致します。最初は、「コスタ・リカ国テンピスケ川中流域農業総合開発計画調査」でございます。これはどなたにお願いすればよろしいのでしょうか。
 - **事務局 太田氏（以下 太田）** 担当の農業開発調査課長の太田でございます。それでは、「コスタ・リカ国テンピスケ川中流域農業総合開発計画調査」のご報告を申し上げます。この調査は、2000年10月から2002年12月まで実施致しました。資料は、「案件事例」の65ページから104ページまででございます。お時間の関係がございますので、最初の67ページまでの資料を使いまして、簡単にご報告させて頂きたいと思えます。調査目的ですが、コスタ・リカ国の西北部に位置します、グアナカステ県のテンピスケ川中流に属する地域約35,000haを対象に、上下流部の国立公園等への影響に配慮しつつ、灌漑排水農業の確立、地域洪水防御対策および中小規模農家の持続可能な農業開発の達成を図ることを目的と致しまして、既存の農業総合開発計画の再評価及び新規開発計画のフィービリティ調査を実施するというものでございます。この案件の採択の経緯を若干ご説明致しますと、当初コスタ・リカ側からは、灌漑、洪水対策、発電等を含めました大規模ダムとして要請があった案件でございます。当初から住民の移転、あるいは農地の水没、そして国立公園への影響というものが想定されましたので、日本側からこのスコープを変え、広げるよう要請し、貧困対策、地域農業開発計画ということにし、再要請をさせたという経緯がございます。68ページのフローと、69ページの地図を見て頂きたいのですが、コスタ・リカ国は、中米の北はニカラグア、そして南はパナマに挟まれ、人口は350万人ほどの小さな国ですが、この西北部にグアナカステ県というところがございます。ここは、この国の中では主要農作物の産地であります。この案件の対象地域の特徴として、農作物の産地でございますので、ご承知のように中米は大規模農業（機械化農業）が中心ですので、そういった周りには農業労働者や、小・中規模農家が多く、貧困割合が非常に高い県という特徴がございます。それから洪水の常習地区があるといった特徴のある地域でございます。この地図の右に、アレナル・テンピスケ灌漑地区というものがございますが、この地域は1978年以来約60,000haのアレナル・テンピスケ灌漑事業という計画が実施されておりまして、現在第3期事業が実施されております。28,000haが既に開発されております。これは、米州開発銀行の資金を使って開発されております。ですから、強いて言えば私どもの計画は、第4期事業に位置づけられるという調査です。68ページに開発調査のフローがございますので、これを見て頂きたいと思えます。フェーズ1調査で社会経済・自然条件等の調査をし、

各種データの収集を致します。そのあとに、参加型社会調査というのを実施します。特にこの案件は、そういった環境社会配慮の問題がございましたので、特に住民公聴会の実施を4回ここで行っております。それから、PRAのワークショップ、戸別訪問といった調査を実施しております。それから次に、概定開発計画を策定致しました。ここでは土地利用計画、灌漑排水計画、洪水防御、環境保全計画、農民支援計画といった計画を概定致しまして、面積は35,000haですが、水の制約等もございまして、13,000haというようになっております。主な作物としては、さとうきび、米、メロン、マンゴー、野菜といったものです。さらにその後、初期環境影響評価を作成致しまして、フェーズ2でこの概定致しました計画を、コスタ・リカ環境エネルギー庁で初期環境影響評価の審査をし、それにより概定開発計画の見直しをいたしました。見直しの基準としては、ダムからポンプに切り替え、下流への現在乾季で水が流れていない川に1.5立方メートル/秒の水を流すという、環境を好転させるという計画のことを指しております。それから、開発による環境への悪影響を軽減させる。良好な事業効果が得られるための見直しといったものをしております。次にF/S調査の実施ということで、ここに書いてあるような調査を実施しております。それから最後に環境影響評価への支援ということで、地下水・灌漑・排水庁が環境エネルギー庁に提出する本計画の環境影響評価の作成支援という手順を踏みまして、最終的に総合開発のF/S調査をして報告を取りまとめております。また65ページに戻って頂きまして、相手国の実施機関ですが、地下水灌漑排水庁（SENARA）といたします。実施コンサルタントは、パシフィック・コンサルタンツ・インターナショナルと内外エンジニアリングでございます。先程申し上げましたように、全体要請35,000haですが、水が十分でないということがわかりましたので、それに合わせて13,000haという面積に縮小して、小・中規模農家を対象とした農業総合開発計画を策定しているということでございます。提案された計画は、河川ポンプシステム。上下流に2ヶ所ポンプを設置しております。それから、地下水灌漑施設、河川改修。これは、洪水防御のための河川改修。それから、幹線道路の嵩上げ。これも洪水防御対策の計画でございます。それから、環境保全計画。これには、流域管理計画や、河川維持流量の確保・改善。環境保全型農業の普及、あるいは地下水の保全、モニタリングの実施といったようなことが、環境保全計画の内容でございます。それから、農民支援強化計画、これにつきましては、農民の組織化、経営ノウハウの提供、栽培技術の普及、そして農民金融、婦人生活支援というようなものが主な柱となっております。それから、後ほど資料を読んで頂きたいと思いますが、99ページで経済財務分析を実施しており、12%以上の内部収益率が確保されるということで、妥当性が検証されております。総事業費は、5,500万ドル。そのうち、約3分の2が農業開発計画、3分の1が洪水防御対策でございます。直接の受益者は964戸、1000戸弱でございます。調査対象地域全体の人口は、およそ67,000人程度です。次に「環境社会面における問題点」（65ページ）と書いてありますが、この地域は、農業生産について極めて重要な地域ですが、上下流

域に、世界遺産や、ラムサール条約登録湿地等、3つの保全地域が含まれております。コスタ・リカ側からは、灌漑および洪水防御を目的とした大規模ダム建設が想定されていたということです。いきなりF/Sを行うということは問題があるので、フェーズ1、フェーズ2に分けました。フェーズ1について、この既存の農業開発計画とは、アレナル・テンピスケ灌漑事業のことですが、大分古い計画ですので、この全体の計画を現在のコスタ・リカ国の農業環境にあわせて見直しをした。国内外の農業環境は、大きく変化している。例えば、食料自給率の改善や、国際競争力の強化、あるいは地域格差の是正、環境保全、持続性。こういった点から、アレナル計画を見直し、さらに初期環境調査を行い、その結果を元にダム計画を早期に断念する形で（相手側はまだこの時点では、断念していません）フィージビリティ調査を行うというやり方を致しました。次に4番ですが、「事業の各段階において行った環境社会配慮の内容」、ここでは、水源開発の代替案と致しまして、要請当初に想定されていた大規模ダムについて3案、頭首工2案、ポンプ場2案、地下水利用の計8代替案を計画し、その中から経済的に妥当性があり、環境影響の軽微な2案（ポンプ場案、地下水案）を採用しました。このダム案をあきらめてもらい、ポンプ案に変えるのには相当大変な苦勞がございました。最後の最後まで先方は、ダム案にこだわっておりまして。住民がまず納得し、JICAへ研修で来た時に、先方の責任者に我々が直接説得をしたというようなこともございます。最終的に納得してもらった教訓としましては、代替案をきちんと作ったということ、住民公聴会を何度も開いて、時間をかけて合意形成をし、この計画策定にあたったということが非常に大きかったと思っております。66ページで、住民公聴会4回、住民会議を3回開催し、代替案の実施可能性を検討した上で計画策定をしました。次に、環境社会配慮の内容ですが、事前調査段階ではプロジェクト概要表、プロジェクト立地環境表を作成してスクリーニングを行いました。その結果、開発行為の内容を踏まえて、各影響要因と検討が必要と判断し、本格調査でこの点を明らかにしていく。すでに事前調査段階に調査団員6名。通常3〜4名で実施をしているのですが、この案件につきましては、環境担当団員を2名追加して6名で実施しました。それから本格調査段階では、団員総勢13名、環境面では、環境配慮・自然環境の2名を配置しました。さらに、農村社会、ジェンダー、農民婦人グループ支援担当団員という団員を配置し、全体調査人月の2割を自然環境社会配慮関連の団員として調査を実施しております。また、調査の途中の節目で外部評価をして頂く意味合いと、技術的なアドバイスを頂くという意味合いで、全案件に作業監理委員会というものを設置しておりまして、そういった中、ダムについては問題が多いので、「ダムは絶対に駄目である」という指導をしながら、調査を進めました。あとは、社会環境・自然環境に関して支援調査というものを実施致しました。これは74ページの表「6.3.1」に16項目の社会環境評価の項目がございます。こういった点についても、代替案、あるいは計画について環境影響がどうであるかということを検証し実施した次第でございます。案件の現在の状況は、ファイナルレポートはコスタ・リカ側

へ送付済みです。今後はコスタ・リカ側が事業計画、環境影響評価の支援調査の結果に基づいて、SEDNA（国家環境技術局）というところが、この計画について EIA（環境影響評価）の仕様を決定し、環境影響評価を実施するという段階でございます。それから、ダム案からポンプ場設置に変えたということで、事業費的にも自国資金による建設も可能というように、建設コストが下がり可能と判断され、コスタ・リカ国政府が早期実施にむけて予算を準備しております。以上で簡単ではございますが、ご報告として申し上げます。ありがとうございました。

- **原科共同議長** どうもご説明ありがとうございました。それでは、早速質疑に入りたいと思います。いかがでしょうか。それではまず、私から質問をさせて下さい。代替案で比較検討をしたというのは、大変重要だと思います。それで1つご質問させて頂きたいのですが、これはフェーズ1とフェーズ2がございますね。68ページの図ですと、フェーズ1で住民公聴会や参加型社会調査をされています。ただ、先程のご説明ですと、66ページの下に書いてありますが、フェーズ2でダムの建設規模を変化させた代替案を作成してございますので、代替案の比較検討はフェーズ2で行ったのでしょうか。このあたりの関係がよくわからなかったのですが。
- **太田** かなり早い段階で代替案を、概定開発計画の策定というこの段階では、まだダムですね。フェーズ2でございます。
- **原科共同議長** そうしますと、参加型社会調査というのは、これはフェーズ1で大きく書かれておりますが、フェーズ2でも行っているわけですね。
- **太田** はい。68ページ、フェーズ2の右(2)に、参加型社会調査とあります。ここで、PCM ワークショップ、農民組織分析、住民公聴会を何度か実施しております。
- **原科共同議長** このプロセスの中で、代替案の比較検討も住民参加でされたということですか。
- **太田** はい。それで住民が当局よりも先に納得したということでございます。
- **原科共同議長** はい、わかりました。ありがとうございました。他にございますか。村山委員どうぞ。
- **村山委員** 今の代替案の件ですが、具体的には87ページの上にある表に出ている、灌漑水源の代替案の検討という8項目が、代替案の具体的な内容ということでよろしいでしょうか。
- **太田** そうです。
- **村山委員** ここで環境に与える影響というのは、大きくみて1項目なのですが、先程のお話ですと16項目にわたって比較検討をしたという理解でよろしいでしょうか。
- **太田** この16項目は、初期環境影響評価の項目です。
- **村山委員** そうすると、このフェーズ2の段階で比較検討された項目は、だいたいいくつくらいあるか、お分かりになりますか。もし、時間がかかるようでしたら、後でお願い致します。

- **太田** そうですね。大きな環境影響が予想されるものとしては、この地域に特殊で稀少な二枚貝がいるということがあります。河川改修等を行いますと、若干影響が出てくる。その対策について、今後ともモニタリングをきちんとして、保護対策を考えていかなければいけない。もう1つは、農薬です。今後作物を多様化していく中で、灌漑農業を実施していくと、農薬が増える可能性がある。これについてもやはり、モニタリングをしていく必要がある。大きいものではこの2つが、今後モニタリングをしていかなければならないこととございます。
- **村山委員** 経済性は3つのカテゴリーに分かれているのですが、これは何か具体的な指標があったのか。あるいはこのケースに特別な分類をされたのか。そのあたりもお分かりになれば、教えて頂きたいと思います。
- **太田** 経済性は99ページに財務・経済評価ということで、内部収益率の表がございませぬ。「灌漑排水・環境保全・農業支援」が横軸、縦軸には「オリジナルケース」と「コスト10%増」という場合でございませぬ。十分経済性は確保されています。
- **原科共同議長** 他にございませぬか。小川委員どうぞ。
- **小川委員** 環境省の小川でございませぬ。アセスのプロセス、公聴会のプロセスで、JICA側と現地のカウンターパート（地下水灌漑排水庁）は、具体的にどのような役割分担で作業をされたのかお伺いしたいと思ひます。例えば、実質的にはJICAのコンサルタントが全部行ったのか。あるいは逆に、先方の地下水灌漑排水庁が行う作業が主体で、それにアドバイザー的に支援をしたという形なのか。それから、アセスのプロセスや公聴会についても、公聴会の説明などは現地のカウンターパートが行っているのか。それともJICAのコンサルタントが、直接説明をして受け答えをしているのか。そのあたりの具体的なやり方を教えて頂きたいと思ひます。
- **太田** 環境評価につきましてはご承知のように、相手国側政府が実施するものであるという定義に基づいております。調査団が直接前面に立つて行うという性質のものではございませぬ。実施機関が本来行うべきものではあるのですが、先程事務局からの報告にもありましたが、実施機関にお金がない、人が技術的に達していないという理由がございませぬので、調査団がその項目にそつて支援するという位置づけでございませぬ。その報告に基づいて、環境を担当する省が環境影響評価を実施していくということになります。
- **原科共同議長** 補足説明をお願い致します。
- **事務局 神氏** 農林水産開発調査部の神と申します。若干補足させていただきますが、フェーズ1が終了した段階で行われた初期環境調査につきましては、原則としてカウンターパートが行いました。調査団は技術的な支援を行うにとどめました。カウンターパートが、おおむね5M/M程度の人員を貼り付けて、自己予算で初期環境調査を行いました。あと住民公聴会につきましては、住民公聴会と住民会議とございませぬ。住民公聴会は、より広い参加を求めておりますが、住民会議は代表者に積極的に意見を出して頂く協議の形をとっております。会議につきましては、カウンターパートが主催してございませぬ、

住民への案内状はカウンターパートと調査団の連名で出しておりますが、具体的な説明はカウンターパートが行って、技術的なところを調査団が若干補足するという形で開催致しました。以上です。

- **原科共同議長** よろしいでしょうか。少々確認したいのですが、フェーズ1とフェーズ2というのがございます。それが先程のご説明で66ページの下にございました。72ページの下には、第一次現地調査と第二次現地調査という図が出ております。この第一次現地調査、第二次現地調査というのは、フェーズ1、フェーズ2に対応すると考えてよろしいのでしょうか。用語が違うので、その関係がわからなかったのですが。そのような理解でよろしいですか。
- **太田** そうです。
- **原科共同議長** わかりました。それでは、他にございますか。吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** これはケーススタディだけに関わる問題ではないのですが、基本的には環境影響調査で、私も色々見てきた中で一番の問題と思うのは、事前評価自体ではなく、出来上がったあとどうなるか。それに関するレポートを見ると、多く書いておりません。このケースでは簡単に、オペレーションメンテナンスと半ページしか書かれておりませんが、実はそこが問題だと思えます。98ページを見てください。事業費の中で、事業が終わったあと、管理維持体制というチャートと、事業費という形で活動期間10年間という色々な表がございます。ただし、これはこの事業が継続的に環境保全にこれだけの事業費を費やすという数字が書かれているわけですが、これはただそういう費用が必要だということを書かれたのか、あるいは実際にどこからその財源をどのように調達してくるのかという問題を吟味しているか疑問です。この実施機関は、これだけのお金を集める権限があるのか。JICAがこれを出すのか。すなわち、この建設事業が終わった後に必ず環境的あるいは社会的に予測出来ない事態が起こる。その時にかかる予算費やキャパシティというのがあるのか。予算をどこで誰が出すか、または必ず影響を受けた人々に補償するということを確認して、それを実現するオーソリティがあるのかというあたりは、事前調査の段階で調査しているのかということをお聞かせ下さい。
- **太田** F/Sは事業化するにあたり、今おっしゃられたようなことは非常に大事なことでございます。フィージビリティ調査の段階では、あくまでもこの全体の計画を実施していく上でこの環境保全は大事ですし、これだけのお金がかかるということでございます。やはり、実施していく実施主体になる相手国政府には、相当の責任がある。あるいは、責任もってこういった予算をつけない限り、事業は実施するべきではないと考えております。灌漑排水計画、洪水計画、農民計画の段階では、どこからお金をということはまだ想定されておりません。
- **原科共同議長** ということで、よろしいでしょうか。
- **吉田委員** 現実に関、実施官庁であるSENARAが、過去何年間にわたって色々な事業や管理運営をしている中で、環境保全に費やしている予算は、どれくらいの規模だった

ろしいでしょうか。

- **太田** 河川流量を乾期でも確保するというので、1.3 立方メートル/秒の水を計画後（実施後）も常に放流するような計画に、フィージビリティ調査ではしております。ですから、ここはこの計画によりまして環境を改善するということになります。
- **原科共同議長** ということですが。どうぞ、藤森委員。
- **藤森委員** 今のお話ですと、それを具体化するための方策として、モニタリングや、先程他の議論でありましたものに反映されてくるべきものだと思います。具体的な考えがなく、今後の継続したランニングコストにあたるような部分についての積算がされていないのではないかと思います。見直しをした際には、元に戻ってきちんと整理をしないと、先程吉田委員がおっしゃったような今後の維持管理の負担といったものについても、整理ができないのではないかと思います。
- **原科共同議長** 今の点はこれでよろしいでしょうか。次に進んでよろしいでしょうか。澤井委員どうぞ。
- **澤井委員** 確認と質問なのですが、73 ページの下にあります IEE の結果として、本プロジェクトは EIA が必要なプロジェクトであると結論付けられるとありますが、ここでいう本プロジェクトというのはダムのスコープというのを指しているのでしょうか。
- **原科共同議長** それでは、今の点についてご確認お願い致します。
- **太田** すみません。もう一度お願い致します。
- **原科共同議長** 73 ページのところですね。
- **澤井委員** 73 ページの下のところなのですが、フェーズ 1 ではダムのスコープだけについて、IEE を行ってみたということで、ダムのスコープについては EIA の必要性をそこで訴えたということでよろしいのでしょうか。
- **太田** 73 ページに書いてある EIA を作成するというのは、これはダムを対象にしたものでございます。
- **澤井委員** 74 ページの EIA の検討というのも、ダムについての EIA の検討ということでしょうか。
- **太田** これはフェーズ 2 の EIA です。
- **澤井委員** これはフェーズ 2 のポンプの EIA ですね。それと質問ですが、一般論になってしまうかと思いますが、EIA の必要性については必ずしも日本の基準と、途上国の基準と一致する場合がなく、異なる場合があるかと思えます。日本では必要だ、あるいはこの IEE の結果必要だとしても、途上国では法制度上必要ではないというような事業もあるかと思えます。JBIC では基本的に途上国のその制度を尊重するとしても、やはり重大な影響があるものについては、それにも関わらず EIA は作らなければいけないというスタンスなのです。JICA の場合には、一般論として JICA が EIA の必要性を認識された時に、そしてそれが途上国の制度と異なる時に、フェーズ 2 の調査をどう扱うのか。そのファーズスタディをどのように扱うのか。考え方がございましたら、教

えて頂きたいと思います。

- **原科共同議長** 今の点についてご回答できれば、お願いしたいのですが、他の方でも結構だと思えます。よろしいですか。
- **富本** はい。それでは一般的なお答えになるかと思えます。仮にその国の法制度が、日本と非常に違っている、あるいは基準によっては EIA を求められないような状況であるという場合でも、我々としては当該プロジェクトが是非ともそのような配慮が必要であるということについては、出来るだけ支援をしていくという方向で考えております。法制度などの規則が無い場合はどうするかということですが、他の国々の状況を準用して recommendation を行うということも応用性としてあるかと思えます。今具体的に、どのケースがどのようなものかというのはご説明できませんが、そのようなケースが仮にあるとすれば、そのようなものを準用して recommendation を作るということになっております。いかがでしょうか。
- **原科共同議長** JBIC と大体同じような考え方でしょうか。
- **富本** はい、そうです。
- **原科共同議長** わかりました。どうもありがとうございました。他にはございますか。どうぞ。今に関連した内容でしょうか。それでは、順番にお願い致します。
- **川村委員** 少し大雑把な質問になってしまうのですが、例えばこのケースで、どの部分において、JICA のガイドライン（既にある課題別指針や、セクター別指針のガイドライン等）を準用して判断を行い、どの部分をいわば担当者の裁量として判断を行ったのかということを示し説明して頂ければと思ひ質問致します。とりわけ、その 66 ページ（1）の事前調査段階において、環境影響評価のための支援調査が要望されていたために、環境のラインを入れたというようにとらえられる表現をされています。これは要するに、向こう側から要望がたまたまあったから行ったのか、それともこのようなケースについては、必ず行うというような方針もしくはガイドラインが既にあるのか。また代替案の検討等についても、現状でどのような指針があるのかというあたりを教えてくださいと思ひます。
- **太田** 現状では事前調査の段階に、初期環境影響評価の JICA のガイドラインはございますが、これに副って事前調査の段階で JICA として実施しています。他の事業部はわかりませんが、統一して環境影響評価をどこまで行っていくかという基準については、私はないというように現状では考えております。
- **神** ご質問頂きました件につきましては、課題別指針という形ではなく、今までの環境配慮ガイドラインという位置づけの中で、どう判断するかということだと思ひますが、事前調査の段階でスクリーニング、スコーピングの必要性について判断しますので、その時環境の問題が十分に予測される場合には、環境分野を専門とする調査団員を加えております。ただそのような負担があまり大きくないと考えられている場合には、他の自然環境や技術分野の団員が環境影響評価を兼務するという形で対応しております。この

コスタ・リカの件につきましては、事前にダムの要請が出されて、それを協議してより広いスコープに替えておりますし、その段階で環境評価が十分に必要だと認識はありましたので、団員を2名加えて調査団を構成しました。

- **原科共同議長** よろしいでしょうか。それでは ECFA の方、お願い致します。
- **氏家委員代理：佐々木氏** ECFA 環境部会から来ております、佐々木と申します。私自身もコンサルタントとして、特に環境を中心にしているわけではないのですが、地域開発など色々なことを、開発計画作りを行っております。話題が変わってしまって申し訳ないのですが、今回のコスタ・リカ国のテンピスケ調査の特徴というのは、我々が通常委託を受けて行っている調査に比べて少し先進的です。今のご議論の中で言葉が出てきていないと思うのですが、「計画アセス的な作業」を持ち込んでいると思います。アセスメントという言葉が先程から、行政の正式に相手国の政府が定めたプロセスとして使われているのか、もっと一般的な調査という意味で使われているのか不明確だと思います。プロセスを見て頂くとわかるのですが、資料 68 ページに出てくる環境面の評価というのは、相手国政府による定められた制度で正式に求めているものではなく、むしろ JICA による事前調査や計画調査のデザインの段階で、相手国に働きかけて実現してきたことです。F/S の技術支援をする大事なコンポーネントとして、まず環境面から代替案を検討しましょうということです。私はコンサルタントとして仕事を 20 年しておりますが、このような調査は、新しいものだと思います。このようなものが、もっと出てくる必要があると思います。日本側が持ちかたという側面もあるのですが、同時に、コスタ・リカだから受け入れることができたという面もあると思います。私もコスタ・リカの仕事経験があるのでわかります。コスタ・リカの市民社会は成熟しておりますし、農民といっても教育レベルは比較的、一般の途上国と比べても低いわけではなく、NGO が非常に活発であり、まさにお話があった世界遺産に登録されている森林保護区には、外国人研究者が非常に熱心に活動をしているエリアですし、ラムサールに指定されている湿地も非常に支援者が多い。そこで何か問題が起これば、インターネットの時代では一遍に世界の隅々まで伝わる世界ですので、このような環境を考えた調査が実現したのだと思います。もう少し似たような調査、早い段階で環境に配慮するような調査がもう少しあってもいいのではないかと思います。我々は時々、こういった本格調査の事前調査に参加しますが、ほとんどの場合には事業化することが決まっていることが多く、事前調査なのに、文字通りの事前調査でないと思います。本格調査のスコープを事前調査ミッションが出かけている間に大きく変えることはありません。日本で決めて出かけていきます。その意味で、その前の段階の予備調査がより重要になってきますし、その段階で最近行われております事前評価というものの役割が、本当に早い段階で環境ばかりではなく、社会のことも視点に取り入れるということが必要になってくると思います。そうなるもまた、今ガイドラインについて皆さんご議論されているかと思いますが、いろいろな調査（予備調査、事前評価、事前調査、本格調査等）のどの段階で、環境配慮

団員、社会配慮団員を入れていくのが重要になります。また、それぞれの中での環境や社会を配慮する団員や専門家の役割が、もっと強化されるというか、物を言えるようにならないと、今せっかくのこういうタイプの先進的なやり方があるのに、なかなか生きてこないのではないかと思いました。どうもありがとうございました。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。今の関係で作本委員、お願い致します。
- **作本委員** アジア経済研究所の作本と申しますが、市民社会の成熟という言葉を使われたのですが、普段私が見ているアジアの国とラテンの国との違いを決定的におっしゃったような気がして、意識を新たに致しました。先程のお話で感じたものは、これほど公聴会や住民会議を3、4回繰り返されて、それによって元々申請を出された政府の意識が変わったということですよ。このような現場は、他のアジア等を見てもあり得ないことだと思います。ダムの方が、お金を使ってくれるから寧ろ有難いのではないか。その方針を変えるような市民社会の成熟ということが有難いと同時に、政府がそのような手続きを重視するという、どこでどう変わったのかということの力関係をご説明できれば有難いと思います。何故かと申しますと、今日 JICA が提出されているガイドラインの資料の中に、相手国政府の責任というものが国によって全く自覚の度合いが違います。JICA の窓口は相手国政府であるにも関わらず、ぐらついているのもあれば、場合によっては汚職などにまみれているものですから、結局窓口としての機能を果たしていない。ですから、このように方向転換できるような政府は極めて、アジアの場合と比べて違いがあると思いますので、もしご説明して頂ければ、有難いと思います。
- **原科共同議長** はい、それはご説明できる方からご返答頂ければと思います。
- **太田** あまり正確なご説明は出来ませんが、最後の最後まで担当していた地下水灌漑排水庁という担当省は、ダム案にこだわっておりました。その理由はいくつかあると思いますが、やはりどこの国でもこういったダム計画につきましても、政治家も含めて長年の夢と申しますか、水がなければ農業は出来ないわけですから、長年の夢を捨てきれないというところはあると思います。ですから、この案件につきましても、フェーズ1、フェーズ2の最後までこだわっておりましたが、間に入ったコンサルタントの方は大変苦労したということですが、作業監理委員会、私どもの課としましても、絶対にダムは駄目だということで、最後まで説得にあたりました。研修で調査の終盤に局長が参りまして、直接会って話しをした経緯もございます。以上でございます。
- **原科共同議長** ありがとうございます。松本委員お願いします。
- **松本委員 (FoE Japan)** コンサルタントの方がおっしゃったように、このような案件が今後もっと生まれてくるのが非常に重要だと思います。どうすればこのようなケースが生まれやすくなるのか具体的に、担当されていた中で、このようなことがガイドラインに組み込まれることによって、もう少し環境にも配慮できるし、財政的にもコストの安いプロジェクトが生まれるというような、何かご経験から感じていることがあれば是非お聞きしたいということが1点目です。2点目はこのプロセス（フェーズ1、フェ

ーズ2)に関連して、作業監理委員会が特に果たした役割があれば、あわせてお聞きしたいとおもいます。最後は、途上国政府をJICAから説得したということですが、通常は要請主義ということで、相手国の要請にそった形で支援するのが通常だと思うのですが、そういった意味で説得する、逆の働きをされたというのは、国対国の関係で難しいようなことがなかったか、どうか。このあたりも教えて頂ければと思います。

- **太田** 教訓でございますが、やはり時間をかけて、そして関係者の合意形成。私どもでは今、アフリカを中心にほとんどの案件を参加型の小規模農業・農村開発計画という形で、農業の開発調査を実施しております。その中で一番大事なのは農民を中心にして、その地域の人達、関係している人達の同意を、どのように形成していくかということだと思います。私どももここ4、5年アフリカを中心に参加型調査を随分行ってききましたので、そういった教訓をいかしてこの案件にもあたりました。時間をかけ、お金もかかりますが、こういったことが教訓と言えるのではないかと思います。それから作業監理委員会の役割ですが、先程少し触れましたが、私どもが意識して変えているのは、そういった参加型調査を実施していくとなりますと、色々な分野（経済分野、環境分野）の学識経験者、大学の先生ですとか、案件によってはNGOの方にも入ってもらっておりますし、そういった調査を行っていく過程で、広く外部の人の意見を聞いて、そして手戻りのないような調査を進めていく。その意味で作業監理委員会の役割は大きいのではないかと私どもは考えております。それからJICAが説得したというのは、そのようなつもりで申し上げたのではなく、たまたま局長がこちらに研修で参りましたので、その時にお話をしたということでございます。その前にすでにF/S調査が終わりまして、そのメリット・デメリットがはっきりしておりましたので納得したのだと思います。
- **原科共同議長** 今の関連ですか。お願い致します。
- **富本** 要請主義ややり取りの関係なのですが、技術協力の一環として開発調査も行っておりますので、まず要請があるということは、その国に技術がない。従って日本の協力を求めたいということだと思います。あるプロポーズは出てくるとは思いますが、技術的にいいか、どうかという問題については逆に、JICA側が吟味して企画提案をしていくというやり取りを何回かします。十分な要請でなければ、勿論もう一度返して再要請させるということもございます。本来であれば要請が正式に出る前に、何回か政策対応として行い、きちんと詰めたものを提出させるのが一番いいのですが、現状では数が多いのでこのような過程を踏んでおります。決して相手国の提案だけで物事を決めるのではなく、今のケースに示されたように、相当技術的にこちらが環境にやさしい、あるいは住民配慮をしたものに変えていくといのは、大いにやるべきと思っております。
- **原科共同議長** 深田さんも何かございますか。どうぞ。
- **事務局 深田** ほとんど今、富本次長が申しましたが、開発調査の性格というのは、よく理解して頂く必要があると思います。開発調査というのは、何も最初からダムを作るということを前提にただデザインを描くというだけというものではありません。調査を

通じて JICA が一番の狙いとしているところは、単なる技術移転ではなく、途上国の capacity development だということです。調査の過程で、途上国とのダイアログを通じてよりよい提言をしていくというプロセスが、今の開発調査においても重要な要素だと思っております。そのプロセスの中に、まさに環境社会配慮というプロセスをどう、さらに入れていくかということだと思えます。そこが開発調査の性格をよくご理解いただいたほうがいいのではないかと考えています。以上です。

- **原科共同議長** ありがとうございます。佐々木さん、どうぞ。
- **氏家委員代理：佐々木氏** 今回のテンピスケの場合ですが、日本の援助する側のみなさんの中から、「ダムでない方がいい」という強いバックアップがあって、この調査も企画されたし、その方向に調査の内容も位置づけられました。そういったことがこのテンピスケだったと思うのですが、そうでない場合(その判断が分かれるような場合)にも、そういう調査と、インタラクティブな調査を通じて、先程ご意見がありましたように、単なる調査報告書を作るという結果、調査の中身だけを問題にするのではなく、テクニカルアシスタントとしてのプロセスの開発調査の位置づけがあるのではないかと我々考えております。その1件、このプロジェクトも1年から1年半がかりで、我々コンサルタントが現地に行ったりして、その時間をただ単に次の案件に繋がるというだけで、次の案件のデザインがうまくできて事業化できるだけのために、我々が家族と別れている時間をあまり使いたくない。もう少しプロセスの中身に貢献できるような時間の使い方をお我々にさせてほしいというのがあります。それからもう1点、先程お話がありました市民社会の成熟の件ですが、同時に行政が、コスタ・リカというのはラテン・アメリカの中でも珍しく行政が法律を持って運営されている国でして、お役人が法律で罰せられるということがあるわけです。そういう意味では、ガバナンスへの支援と申しますか、そういうものが環境社会配慮をしっかりと働きかけるには、どうしてもその両輪にならざるを得ないのではないかと考えます。欧米の援助機関が主に行っているような、真正面から行っているガバナンスの取り組みではなく、こういった環境面のテクニカルアシスタントからも、ガバナンスの取り組みがあってもいいのではないかと。協調の仕方があるのではないかと考えます。
- **原科共同議長** ありがとうございます。それでは、國島委員どうぞ。
- **國島共同議長** 今富本次長のお話で、要請書があがってきた時に、その内容が JICA から見て技術的に不十分なことは当然あり得る。出来れば、技術的に不十分なものがないような要請書をあらかじめ届けられるように働きかけるべきだと伺ったのですが、私の普通の感覚だと、要請書がきて、不十分で、差し戻してというやり取りのプロセスの色々な意味での透明性という言葉、もしくは公式度。それが広く教訓として残る資料となるか。教育的指導というのでしょうか。その不透明さのようなものは、言葉だけで受け取ると随分違うような気がします。それでも、不透明なことが少々あっても、正式にくる要請書というのは、出来るだけ技術的にそのようなものがない形で受け取りたいと

JICA は思っていると理解してよろしいのでしょうか。

- **富本** やり取りとの不透明さということと、より要請書の内容を充実させたものというのは、少々考え方が違うと思います。正式な要請書というのは、先方政府の外交ルートを通じ、日本の大使館を通じてくるわけですが、ここは記録として残ります。従ってその内容というのは、当然外部からも明確にわかるようになっております。ただしそれが出てくるまでの間に現地では、JICA の関係者、大使館の関係者、あるいは専門家等が色々やり取りをしていると思います。それは記録に残っている部分と、残っていない部分があると思います。そこに技術的に非常に重要なやり取りがあると思います。技術的なそういったものをトレースして、実はどのような形でプロジェクトは形成されているのかというのを研究するのも非常に重要かと思えます。それと、案件形成が不透明だというのは、少々話しが違うと思います。私が申し上げたいのは、最終的に出てくるものが、出来るだけ JICA としてすんなり受け入れられ、直ちに調査に入れるものであれば、行政的なやり取りが相当軽減されるだろう、しかも途上国にとって望ましい案件が速やかに形成されるだろうという意味での手続きの軽減負担になるだろうと思っております。正式要請が出る前段階での色々な **capacity development** も含めた政策対話が非常に重要である。そのような意味では、現地の事務所や大使館の役割というのは、非常に重要になってくると思っております。そのような意味で申し上げました。
- **原科共同議長** よろしいですか。今のでも、要請が出る前のプロセスでも、出来るだけ情報を公開して頂きたいという感じを持ちます。記録をきちんと取って頂いて、公開するという事は必要ではないのでしょうか。
- **國島共同議長** 事前のものを先程公開したり、しなかったりとおっしゃった、その判断を誰がどうやって、どのように進んでいるのか。そこがなんとなく、我々から見るとよくわからないところなのですが。
- **富本** 個々の案件が、まず実施官庁が窓口の官庁を通じて大使館に出てくる間というのは、まず実施官庁の中で担当者が予算局などのやり取りがあるかと思えます。そういったものは、相手側でのプロセスですね。これは我々知り難い部分だと思います。たまたま JICA の専門家が入っていれば、間接的にこのような要請書が出そうだという情報を得ることはあります。それが JICA の事務所や大使館に出た時に、まず大使館の書記官、ないしは JICA の事務員がこれを見ます。必要な事項が書かれているか、まずチェックを致します。技術的に難しい問題であれば、それを一度専門家に見てもらったり、一回本部に仮で送って技術的にここが不十分であるというようなことをアドバイスしてもらって、相手国側に伝えるというようなプロセスが何回かあります。全部記録を取っておくことも可能かと思えますが、そこまで行政コストをかけて記録を取る必要があるのか、どうか。そういったプロセスも経て、正式なものが出てきたほうが、より簡便にプロジェクトが進むだろうと思っております。以上です。
- **原科共同議長** 時間が大分過ぎてしまい、予定の時間がきてしまいました。そろそろ休

憩を取りたいと思っておりましたが、まだたくさんご意見を頂いているので、石田さんまでで最後にしようかと思います。

- **松本委員 (FoE Japan)** 先程の回答に関連することで、加えてお聞きしたいことがあるのですが。
- **原科共同議長** それではこの流れからすると、松本委員のあとに、石田委員にお願いしたいと思います。簡単をお願い致します。
- **松本委員 (FoE Japan)** 先程時間をかけた調査が非常に重要であるというお話を頂いたのですが、JICA の調査はどれも通常 2 年くらいで行われているようなのですが、これが他の調査と比べて、それほど時間がかかっているのか、どうかということは資料だけではわからないのですが、時間をさらに延ばすとか、十分な合意を取るため、より時間をかけるためには手続きが難しいですとか、そのような時間を取るために、どのようなことが必要なのかということが 1 つと、これはあまり調査の期間としては、他と比べて時間をかけているようには見えないのですが、このあたりのことをお聞き出来ればと思ったのですが。
- **太田** これは灌漑開発で、ある程度面積も決まって、行う内容も環境を除いて、従来から行ってきた内容でございますので、期間は 2 年という従来調査とあまり変わりません。投入しているコンサルタントの人張りを多くしております。これは 86M/M くらい 2 年でかけておりますので、そういった意味で、この案件に関しまして時間をかけるか、お金をかけるかということです。それから一般的に最近アフリカを中心に参加型で行っている小規模農村開発というのは、これは時間をかけております。だいたい 4、5 年、平均しますと 3 年です。マスタープランを作り、概略の計画を短い期間で作成し、それを検証・実証するという形で実際に小規模な資金で出来るプロジェクトを、その地域の資源を使って開発できる 50~70 くらいのプロジェクトを 1 つのプログラムとして開発していくという実証調査というのを 2~3 年かけて実証して、その計画の妥当性、合理性を検証していくというような形で行っております。
- **原科共同議長** ありがとうございます。それでは石田委員お願い致します。
- **石田委員** 2 つ質問があるのですが、1 点目は今のお話に関連しての確認でございます。いくつか代替案を 8 つくらい検討したということですが、最終的には JICA の initiative によって、こういった代替案の検討が行われたという理解でよろしいのでしょうか。続けて 2 点目は全く違う話なのですが、75 ページの環境影響検討のところに、(4) 水利権の調整というものがございます。ダム開発として「ポンプ施設、水路の新設によって、既得水利権を新たに再分配する必要がある」と書いてあります。そして再分配にあたってこれは、「社会環境問題とはならない」と書いてありますが、その水利権を再分配というものが実際どのようなものなのか、これが本当に住民の人に影響がなかったのか、お聞きしたいと思います。以上です。
- **原科共同議長** それでは、今の件お願い致します。

- **太田** 実際上は要請に基づいて、調査・計画を作るのは JICA がカウンターパートと一緒に作ります。Initiative は JICA が取って、代替案を検討したということでございます。
- **原科共同議長** あとは、水利権調整で社会環境問題にならないとご判断されたということですが、このご説明を頂きたいということです。
- **太田** 通常、今まで開発されていないところに計画を作るわけですから、これまでの水利権というのは、同じ水源を使う場合には新しい開発が進めば、当然水利権を再分配する必要が出てまいります。その際、既得の水利権を持っている方の了解は当然得なければいけません。ここで書いてある「充分協議し～」というのは、これまで公聴会等で十分住民の理解を得て実施してきているので、大きな社会環境問題にはならないという理解です。
- **石田委員** 具体的にどういった変更があったのでしょうか。
- **太田** そのところは存じ上げておりませんので、後程また調べます。
- **原科共同議長** どうもありがとうございました。大変活発なご質疑、ご討論頂きました。予定している時間を若干オーバー致しましたが、この案件のご紹介はここまでに致しますが、よろしいでしょうか。それでは少々休憩を取ります。今のご説明は、最近の例であり、新しいタイプのものが出てきたと、佐々木さんがおっしゃったようなことと私も受け取りました。これは大変良い参考になると思います。コスタ・リカという相手の国が、いい条件だったということもあるかと思いますが、こういったことも可能だという例だったと思います。それでは休憩を取ります。55 分から再開いたします。

-----◇-----
休憩 (15 : 50～15 : 55 5 分間)

- ◇-----
- **原科共同議長** 鈴木さんから一言ありまして、前回の宿題の回答がもう 1 つあるということですので、それをご説明頂いてから、次の案件 2 つ目をご紹介頂きたいと思います。最初に前回の宿題が、どんな宿題だったか、そしてご回答を続けてお願い致します。
 - **鈴木** 宿題は何かと申しますと、ラオスのナムニアップ水力開発計画調査を、前回の委員会でご説明した時に、ダム以外の代替案は検討したのかというご質問が冒頭ございました。それについて確認をした結果を今日お答えしようと思っていたのですが、ご紹介するのを忘れておりました。
 - **原科共同議長** よろしいですか。
 - **鈴木** ダムの代替案を検討したかというご質問について、前回の説明者からお願い致します。
 - **事務局 蔵方 (以下 蔵方)** 資源開発調査課の蔵方でございます。よろしくお願ひ致します。前回の委員会におきまして、ラオスの経済成長のために、他の産業との比較によってダムを決めたのですかという、メコン・ウォッチの松本委員からご質問がござい

ました。回答が不十分だったということで、補足でご回答致します。松本委員のご質問は、ラオス経済の成長のために、他の分野での開発や、あるいは産業振興による外貨獲得といったものと、ダム建設による外貨獲得というものを比較して、ダムの方が最適だったのかという判断に対するご質問だと理解しております。これは政策立案における上流部分の質問かと思いますが、援助実施機関である JICA としてお答えしたいと思いません。結論から言いますと、水力発電開発と他の分野の産業振興による外貨獲得等との比較というものは行っておりません。その理由ですが、ラオス政府は社会経済 5 ヶ年計画の中で、国家開発の基本方針を定めています。この中にインフラ整備というものがございまして、それに電力が入っております。この政策目標に対して、日本がどんな支援をしていくのかということにつきまして、全て支援するわけではなく、ある程度重点的に行っていくことだと考えますが、両国間の要人の往来ですとか、あるいはより実務的な政策協議を通じた政策対話によって、日本の重点分野を表明しております。この重点分野の中に、電力開発を含むインフラ整備というものがございまして、従いまして、ナムニアップ水力開発計画を採択する際には、ラオス側の開発計画はもとより、我々の支援重点分野がきちんと整合が取れているかということを確認した上で、実施にあたっての留意事項を検討しております。その際 JICA としては政策協議を通じて、既に支援する分野、重点分野というのは日本とラオスの間で協議した上で設定されております。このケースですと電力分野における重要性、実施の必要に関する協議は既に終わっていると我々は理解しております。他の分野との比較においてダムがいいという比較検討は、行っていないということもございます。これは他の分野ということなのですが、同一分野につきましては前回の委員会で回答したように、例えばディーゼルはどうか、それから他の電源の可能性はないのかといったことについては、予備調査やプロジェクト形成調査の段階で比較検討しております。この水力は妥当だという判断をしたわけでございます。以上です。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。ポリシーレベルの意思決定なども他で行っているのので、プランやプログラムの計画段階では比較検討をし、代替案を検討したということだと思います。よろしいですか。今の件でしょうか。簡単をお願い致します。
- **松本委員 (FoE Japan)** 私が聞き漏らしたのかもかもしれませんが、その電力分野に支援をするというのは、日本政府とラオス政府の間で既に議論されていたということでしょうか。
- **蔵方** はい、そうですね。このあたりは、白書やホームページにも載っているのですが、一応日本としては人作りの分野ですとか、**basic human needs**、農林業、インフラ整備。インフラ整備の中には電力が入っているのですが、ここを行っていきましょうということで合意が出来ております。

-----◇-----

- **原科共同議長** それでは、次に参ります。案件事例 3 つあるうちの 2 つ目でございます、

「フィリピン国オルモック市洪水対策事業計画」。時間が残り 1 時間を切ってしまいましたので、少しコンパクトにご説明頂きたいと思います。15 分程度で出来ましたらお願い致します。

- **事務局 松浦 (以下 松浦)** 無償資金協力部の松浦でございます。それでは、手短にご説明致します。案件の内容は、フィリピン国オルモック市洪水対策事業計画でございます。お手元の資料 129 ページ。資料としては 129、130、131 ページが、この委員会のために私どもの方でまとめ直した分でございます。委員会を 3 回待っている間に、若干出来が悪いという反省も込めながら、ご説明したいと思います。132 ページの「別紙 1」につきましては要約で、これは基本設計報告書冒頭にあるサマリーのコピーでございます。それから、136 ページ「別紙 2」につきましては、用地移転補償状況についての本報告書からの抜き取りでございます。同じく 137 ページの「環境への影響」につきましても、報告書本文からの必要な部分の抜き取りでございます。139 ページ「別紙 4」につきましては、無償資金協力を行うにあたっての負担事項について、やはりページをコピーしております。140、141 ページにつきましては、図面ということになっております。時系列的にご説明致しますと(129 ページ参照)、1991 年に洪水がございました。その後かなりの洪水規模ということで、開発調査が 1993 年から 1994 年、約 2 年間かけて行われました。従いまして、1991 年 11 月の洪水から先方も要請書を作り、日本側もかなり早く対応したということになるかと思えます。また、1994 年 12 月に報告書が出来上がり、1995 年 8 月に無償資金協力の要請書が届いております。1995 年 12 月に私ども JICA の方で検討したという経緯がございます。その後 1996 年 11 月から 1997 年 3 月までの約 5 ヶ月間の基本設計調査、そのうち 2 度現地の調査を行いました。その中で実際に私どもの基本設計調査報告書の積算に従って、外務省では実施のための無償資金協力の供与を 1997 年度から 2000 年度、合計 32 億円強が供与され、開発調査のうちの優先事業、またその基本設計調査報告書で提案された工事についての資金供与を行っているというところでございます。32 億円の内訳は色々ございますが、これは工事の工程、それから予算繰り等があり、細かい話になってしまいますので省略させていただきます。交換公文と致しまして、1997 年度に一部の工事をするための無償供与、約 11 億円。それから 1998 年 5 月 8 日からというところで、1998 年、1999 年、2000 年度国債と書いてありますが、これは国庫債務負担行為の略称で、財政法の例外事項として、3 年間をかけて工事を行うという形で 21 億円強が供与されております。計画対象地の状況につきましては、ほぼ緊急的な被害があったというところでございます。被害総額につきましては、物的被害でございますので、人的被害は入っておりません。当時のレートで申しますと、約 30 億円の物的被害、プラス人間の被害というところで、物的被害に対して 30 億円も供与したかということになりますが、人的被害等も含んでいるということが被害状況でございます。要請の概要、基本設計につきましては、いわゆる流木が落ちてきて、それが溜まり、また崩れるというところが、被害を大きくしたというこ

とで、流木が流れてきた場合に止める構造物を作る工事をしました。それから、橋がかなり老朽化していたということで、洪水時には崩壊の危険があり、さらに2次災害を起こす可能性があり、橋梁の架替えがございました。それから河川改修。基本的には、河川の幅が狭いところを広くしたり、護岸を強くしたり、水の速度を緩めるために落差工という構造物を作るといったようなことが、無償の工事のコンポーネントでございます。工程と致しましては、色々な予算制度と工事の内容を考えて、第1期、第2期というような形で工事を分けて、全体を完成させるという考え方でございます。実施設計に際しましては、1997年6月から、これも河川改修、ダム等については分けて行いました。環境社会面における問題点につきましては、やはり橋梁、河川改修で河川の幅を広げるといった時に、土地収用が必要だということについて、当初から当然のことながら問題になると考えておりました。基本設計調査の中で行った環境社会配慮の内容等については、用地移転補償の話も事業化を目的として、公共事業・道路省、それから地元の市と話し合いを続けました。130ページ(3)の「用地・移転補償状況」ところに書いてあり、若干わかりにくい文章がございますが、実際の住民に対する用地取得に関しましては、オルモック市があたることになっておりますが、予算についてはフィリピンの制度で、中央の公共事業・道路省が予算化をするということになっております。私ども既に基本設計調査を行っている時に、用地買収、移転補償については基本的な同意、正確に申し上げますと金額を抜きにした基本的な同意を住民から得ていたという報告を、オルモック市公共事業・道路省から受けております。また、移転先についての区画調査も完了しているというようなところでございました。ただこの後、若干わかりにくい文章がございますが、資金の手当てについての記載があります。これは私どもの土地収用に関しましては、無償資金協力ではフィリピン側で行って頂きたいというような考え方に立っておりますので、フィリピン側でどう予算化するかということについては、若干調査団も難しいリスクがあるというような考え方があったようです。130ページの用地取得について「多額の予算を一挙に計上するには～」とございます。これはレポートから抜き出した、非常にわかりにくい文章だと思いますが、要するに土地収用を事業化して、フィリピン政府が予算化するためには、ある1つの公共事業ですので、国の中で計画を承認しなければなりません。承認するためには、この無償資金プロジェクトの場合には、資金の手当てを外国に求める。その中で一定の目処がついているということにならないと、この公共事業がフィリピン政府内でもfeasibleなものとして事業化出来ない。言ってみれば卵が先か、鶏が先かというようなプロセスが内部にあったようでございます。フィリピンの中での予算化の事業、とりあえずは公共事業・道路省で有しているお金で着手としての用地買収は出来るという予算を持っていたようですが、ここの基本設計で提案された用地買収面積全てを行うための資金については、公共事業・道路省の中で、それから場合によっては、大統領府に訴えかけて予算化をするといったような色々な財政のやり方を駆使してやらざるを得ないという状況であったようです。結局、先方との

基本設計調査での話し合いは、プロジェクトの実施が確定すれば、即ち交換公文が掲示されるような事態になれば、フィリピン国としても急速な予算化が出来るであろうというのが、この鍵括弧で示した文章（「多額の予算を一挙に計上するには～」の部分）が意味するところだと思います。そのようなことにつきましては、調査の時に議事録等に記載して確認をし、その結果を受けて外務省としても「これならいけるだろう」ということで交換公文を切ったのだらうと、私どもは考えております。用地買収面積に関しては3ha、移転戸数141戸と、第1期分につきましては、ほぼ橋梁架替えの部分についての移転戸数が多かったということでございます。また第2期工事分につきましては、堤防用地等でございます。かなり広いところで365戸というところは、調査団の方から計算して公共事業・道路省のところも積算にあたったということでございます。また、ただのプラン作りということだけではなく、移転地整備につきましても、私どもの調査団が530戸分の用地が確保されていたということについては、基本設計調査の中で既に確認をしております。環境への影響につきましては、フィリピンの国としての環境管理局のコードがございますので、これに対するコードは、既に開発調査で行った事業内容を基に公共事業・道路省が環境天然資源省に提出をして、1996年9月に環境適合証明の発給となっておりますので、ほぼ基本設計期間中に、フィリピン側が環境影響のcomplianceをとっていたということになります。また基本設計におきまして、環境の影響がどうかということを中心としたことにつきましては、実施段階での影響として、道路工事、取り付け道路工事における騒音、粉塵がある。また水汲みで川の水を使っている方が多いということで、工事中水が濁る心配がかなりあるのではないかなというような提案・指摘をしつつ、レポートを作り上げた次第でございます。また、工事が出来上がった後の工事の影響については、出来るだけ環境に親水機能を持たせるということで、単なるコンクリート張りよりは石張り護岸等にするような配慮をするべきだということと、特にスリット（流木止め）のところにつきましては、定期的に流木を取る手立てを講じなければ、かえって危ないというような提案をして、基本設計調査結果としてまとめた訳でございます。私どもも実施促進ということで、コンサルタント等が無償資金協力に関わりあって、色々な状況についてはヒアリングをしております。先程申し上げました、いわゆる先方が予算を取るフィリピン側の行政プロセスについて、若干の懸念があったということについては、やはり交換公文の中で限られた工事期間が定められており、そういう中で、予算化が先方としても大変なことがありました。それに伴い、土地収用の交渉がかなり長引いたというようなところがございました。一期工事、二期工事の内容を変え、順序を逆にしたようなことで、より土地収用でもめているところ、時間がかかるところについて後回しにし、結果的にぎりぎり工事が間に合ったというようなプロセスの報告を受けております。また移転用地等につきましては、公共事業・道路省、または市の方がかなり私どもに資料提供をして頂いている中で、先方が中心になって行って頂いたというように承知しております。住民説明会等については、基

本設計調査期間中に一回、公共事業・道路省主催の元に私どものコンサルタントが attend したという経緯がございます。あとにご質問の中での確にお答えしたいので、説明はここで切りたいと思います。

- **原科共同議長** ご説明どうもありがとうございました。それでは早速質疑に入りたいと思います。鈴木さんどうぞ。
- **鈴木** 冒頭お配りした資料の中で、1 つご説明の漏れがございましたが、「要請書」という冊子がございます。途上国から実際に、どのような要請書が具体的にあがってくるのかというのを、実際に書き込まれたフォームで提出して欲しいということで、書き込まれたものがこちらになります。こちらの「2.無償資金協力 フィリピン オルモック市洪水対策環境改善計画」。これはまさに、この案件の元になる要請書でございます。開発調査も関連の洪水案件の要請書を付けておりますので、関連して見て頂ければと思います。この場でご覧になるのは難しいと思いますが、このような要請書に基づいて、基本設計を行っているということでございます。
- **原科共同議長** どうもありがとうございました。ちょうどその資料が手元にあるということでございます。それでは、ご質問・ご意見等を頂きたいと思います。作本委員どうぞ。
- **作本委員** 今の要請書という例をお配り頂き有難うございます。私もこのようなものは初めて知ったので、勉強になりました。今、早速中身を見たのですが、「要請書」の 20 ページ (5) に、フィリピン側では財政的な制約と不十分な技術経験が理由になっているわけなのです。フィリピン側は特に財政、「お金がありません」ということを出していたのですが、日本側の提案としては、住民移転を相手方の費用でやりなさいということで投げ返したということで、ある意味紛争になりそうなところかと思えます。日本で受けるというやり方と、部分的に相手もダイアログを充実させて参加させるというやり方、あるいは問題なるところを全て相手側に判断させてしまうという回避するやり方があります。その意味では、この回避させるというやり方とは、典型的な事例になるのではないかと思います。ただ、お金がないと言っておきながらも、住民移転でお金がかかるかもしれないというところを相手方にボールを投げ返したというところのやり取り。先程外務省はそのように判断されたということがありましたが、もう少しご説明して頂ければ有難いと思います。
- **松浦** 私ども無償資金の進め方としては、全て援助要請を受けたから、全部のお金を任せて下さいということではないと思います。円借款であればお金を返すという、自分の力でお金を返していく中で、土地収用の費用等についてローンとしてみることは差し支えないと思いますが、基本的には私ども建物を建てる場合、道路を作る場合でも用地の取得に関しては、基本的には先方の計画の中で、尚且つ予算化しえないものというところで、土地も用意出来ないようなところでは、残念ながら先方の自助努力等を考えると、持続性がないだろうという 1 つの考え方がございます。また、土地収用に関しましてド

ナー側が 100%の grant で土地収用するということになりますと、これは土地の値段をどれが正しいかというのを、まさに先程どなたかがガバナンスの問題をおっしゃっていましたが、先方の算定する価格がどこまで正しいのかということになります。これはフィリピンのような国であればいいですが、そうでない国では、そこで何か別のことを考える役人も出かねないということもあり得ます。むしろ先方政府が事業を行う予算がないという状況でも技術だけとか、また外国から持ち込む機材だけは援助して欲しいということで事業全体の一部に援助するというのは 1 つの考え方ではないかと思います。援助するのであれば、「All or Nothing」だという話ではなく、やはりフィリピン側もそれなりの事業の出来る限りの手立てをするけれども、最終的な本体の事業費がないという理由で、先方が **Financial Difficulty** を言ってきたということになるかと思います。

- **作本委員** ありがとうございます。ダイアログというのはまさに、このような議論ではないかと思います。
- **原科共同議長** どうもありがとうございました。他にございますか。川村委員、どうぞ。
- **川村委員** 川村です。住民移転の関連で質問なのですが、住民移転というのは非常に、環境社会影響という意味では大きな影響をもたらすので、国際的にも色々なガイドラインが出来ております。例えば世銀のオペレーション マニュアルの中で、4.12 で移転について規定しております。その中で移転があるようなケースについては、移転を **minimize** する（最小限にする）というような代替案も含めて検討するというようなことも謳われております。フィリピン政府が移転を担当するということですが、当然プロジェクトに伴って発生するものですから、それがどのような社会環境影響を与えるかということについては、検討する必要があると思いますが、そのあたりどのようにされたのか、教えて頂ければと思います。
- **松浦** 確かに住民移転が必要だ、しかしながら事業も必要だという中で、どう移転する方の数を **minimize** するかというのがご質問の第 1 点目だと思うのですが、このケースで申し上げますと、私どもは移転の世帯数を減らすために、橋梁については、修復をしたいということになり、新設することより工費が少なくなりました。ただやはり先方の市、または公共事業・道路省としては、この際しっかりした橋として全部立て替えて欲しいということでした。これについて 2 転 3 転する中で、調査団としては移転に出来るだけ摩擦がないような形で、尚且つ新設の橋梁であれば致し方ないということで、再三再四、調査団として移転についてなるべく被害が及ばない、悪影響が及ばないようにお願いをしました。結論から言えば、向こう側がそれでも新設にしたいという要望があった経緯は記録されております。それからもう 1 点、先程の作本委員のお話にも関連するのですが、やはり先方が事業化するという事、土地収用の費用を持つということは、先方も収用費用を **minimize** したいということがございますので、図面をあてていきながら行っていくと、もう少し道路の横は狭くてもいいだろうとか、もう少し工費をかけてきちんとすれば、幅が狭くなるだろうというような議論も調査の中であったと聞いて

ております。勿論これは、先方に予算を持たせるからいいということばかりではなく、下手をすると予算がない中で、高圧的な土地収用を進めるというリスクがありますけれども、私どもの技術的な話し合いでは、予算が限られているので、なるべく合理的な土地の収用プランを立ててくれというのは、再三再四、コンサルタントチームが受けたと聞いております。

- **原科共同議長** 今のご説明で、橋梁を新設とおっしゃったのですが、資料 130 ページの表現では「橋梁の架替え」とありますが、これが新設ということですか。
- **事務局 中村** 若干補足説明をさせていただきますと、実際には既存橋梁があるものを補強という形ではなく、新設で所定の径間のある橋梁を架けたということでございます。
- **原科共同議長** そのような内容ですね。今の件ですか。川村委員どうぞ。
- **川村委員** 少々関連なのですが、移転計画の妥当性を評価するような手続きや、そのような作業はされたのでしょうか。
- **松浦** はい。おそらく移転評価の妥当性というものは、色々な手法があるかと思います。私どもとしては、何戸だから良い、何戸だから悪いというような **criteria** は、正直申し上げて無かったというのが実態でございます。ただし、市と公共事業・道路省の中では、移転先の確保状況、そのようなところから見れば十分、ある意味先方を信用してしまったと言われればそれまでですが、そのような移転地の状況を見て、開発調査で行った、社会調査の中からこの程度であれば大きな **friction** は無いだろうという判断の下で行っておりますので、特にどのようなガイドライン、**criteria** に基づいてこれが妥当という調査はしておりません。
- **原科共同議長** 國島委員、どうぞ。
- **國島共同議長** 資料の 130 ページの上に、「実施設計」と「建設工事」という項目がございますが、これに関連して、全体のプロセスとお金の流れ方について、小さな質問をさせていただきますと思います。ここにある設計の 1 期、2 期、建設の 1 期、2 期、これはどこの会社が行ったのでしょうか。細かい会社名はともかく、日本の会社でしょうか、フィリピンの会社でしょうか。
- **松浦** 実施設計につきましては、基本設計調査と同じ企業で、具体的には建設技研インターナショナル、及びセントラルコンサルタントの共同企業体でございます。
- **國島共同議長** 建設企業の方はいかがでしょうか。
- **松浦** 建設工事につきましては、全て東洋建設でございます。
- **國島共同議長** 建設工事の東洋建設は、請求書を出すのは、このようなグラントの工事の場合、フィリピンの担当部局に出すことになるわけでしょうか。
- **松浦** ゼネコンがどうお金を取るかということになるかということだと思いますが、基本的にコンサルタントは公共事業・道路省の代理人という立場での技術者として雇われます。従いまして東洋建設の方が、ある決められたスケジュールに対して、どの部分まで工事が完了したという時に請求書をお出しします。

- 國島共同議長 誰宛に出すのですか。
- 松浦 公共事業・道路省宛に出します。コンサルタントがそれを **certify** して、その後公共事業・道路省が受け取って、その公共事業・道路省が支払うべきお金について、日本が代位弁済をするという形になっております。
- 國島共同議長 グラントの工事の場合は、この受注した設計会社、あるいは建設会社は、前払い金を日本の公共工事のように貰えるのですか。
- 松浦 貰えます。
- 國島共同議長 40%貰えるのですか。
- 松浦 細かい数字まではわかりません。
- 國島共同議長 そうしますと逆に、通常の国際建設市場のように、毎月単位のような **progress payment** でなく、残金は竣工の時に一括払いになるのですか。
- 松浦 どちらかという、私どもの支払いスケジュール、入札の契約内容の中身からいうと、寧ろ国際入札よりは日本の公共事業に近いと思います。例えば建設工事については、一括請負という形を取っております。従って、**BQ** によって支払うとか、**monthly payment** によってという形式は取っておりません。
- 國島共同議長 この場合、設計変更はどうだったのですか。これは工程と費用、両方についてですが。
- 松浦 設計変更については、コンサルタントを通じて外務省、**JICA** に事情があって変更したいというのは、年中まいます。
- 國島共同議長 結果は普通どうなのですか。
- 松浦 普通は、実態の話からいいますと、交換公文での供与限度額を越えるには非常に苦しい事情がございますので、与えられた無償資金協力の金額の中で、やり繰りしてくれということで実際の設計変更が進められております。
- 國島共同議長 増えそうな場合には、何とか頑張って増えないようにしてくれ。逆に工事の途中で、今言ったような住民移転の問題とは限らず、一般的な広い意味での環境問題が起こって、工事を止めた方がいいのではないかといった時に、当初決定契約金額通りの厳格な執行について、日本の公共工事並に守らなければならないとなると、非常に工事が止めにくいという雰囲気になっているのではないかと想像出来るのですが、実際のところはいかがでしょう。
- 松浦 雰囲気として言われれば、ゼネコンにしてみれば、どんなことがあっても完了させた方が、一度契約したものですから、そのようなプレッシャーはあると思います。
- 國島共同議長 それは日本の支払い方法だったらありますが、**progress payment** になっていて、経費は工事をやってもやらなくても、きちんと貰えるなら、そんなプレッシャーをかける外国の業者は何処にもいません。日本独特の慣習に似ているから、プレッシャーを受けると理解してよろしいのですね。
- 松浦 結構です。

- **國島共同議長** ありがとうございます。
- **藤森委員** 技術的なご質問をさせて下さい。要請書の 34、35 ページに MALBASAG 川と ANILAO 川の改良計画の図面が載っております。34 ページの MALBASAG 川につきましては、河川が蛇行しておいりまして、これをまっすぐにする。その関係で橋の架替え、付け替え等があるように読み取れますし、ANILAO 川は中ほどの OSMENA 橋梁について、道路が斜めにはしっているところを、河川を広げるために架替えが出てきてしまっているように読み取れますが、そうすると、本当にここまで河川の断面を広げる必要があったのかということについては、通常国内の事業であれば検討をしてから、事業を行うものと思いますが、このあたりはいかがでしょうか。
- **原科共同議長** 今のご意見いかがでしょうか。
- **松浦** 基本的には、私ども開発調査の 2 年間の中で、片付けた問題だと認識しております。もしそのようなことであれば、開発調査のケーススタディをしたいと思います。
- **原科共同議長** それでは西井委員、どうぞ。
- **西井委員** フィリピン情報センターナゴヤの西井です。最初に洪水があったのは、1991 年です。最終的に工事が完成したのは、2001 年 3 月です。長期にわたる工事ですが、当初フィリピン側がどのような要請をしたかということ、単に橋の架替えと破堤箇所の修理の要請だったのではないのでしょうか。それが途中で、地方都市洪水防御計画という、レベルがひとつ上の計画に変わってきた。そのために竣工まで 10 年という長期の期間がかかってしまった。またさらに、住民移転の問題とか、環境配慮の問題が出てきたのではないのでしょうか。実際に当初の要請がこのように変化していったのは、どのようなプロセスだったのでしょうか。具体的なものがあれば教えて頂きたいのですが。
- **松浦** この案件につきましては、いわゆる洪水が起こった、どういう形で日々の中で援助を進めていくかということについては、恐らく大使館や JICA で、どのような話し合いが行われたかはわかりません。結論的に言えば、1 つの工事について、どこかを修復してくれというよりは、最終的に日本とフィリピンの間で落ち着いた結論的には、その工事の前に水系全体の調査をしよう。その結果が開発調査に至ったというように理解しております。
- **西井委員** そうしますと、規模が大変大きくなりますから、立ち退き等の代替案の検討などもあったのではないかと思います。その場合に河川改修だけが洪水防御のための方法ではないと思います。他に洪水を調整する方法があれば、そういったものも検討した上で、河川改修が一番 feasible であるというようになったのだと思います。であれば、水系調査の結果も含めて、代替案の調査はどうされたのかということについては、いかがでしょうか。
- **松浦** 当然開発調査につきましては、この市のみならず、この水系のデータベースを作ってから、一番被害の大きかったオルモック市に対しての調査を進めようというところで、最終的にこのような工事計画になりました。その間にどのような代替案をもって、

緊急工事計画というものが、この開発調査の中で提案されたかという細かいプロセスについて、次回にご説明したいと思います。私どもは、開発調査で緊急工事計画を相手に対して、フィリピン側がやはりそれを開発調査ではなく、無償資金協力で行って欲しいというところから、私どもの仕事がスタートしております。今のご質問の内容については再度、開発調査のスタディケースとして、別途私どもが必要であれば調べてまいりたいと思います。

- **原科共同議長** そうしますと、お二人のご質問は同じようになりましたので、開発調査の件も次回にご紹介頂けますか。
- **鈴木** そうしましたら、今日準備はしておりませんので、基本設計の上流側で実施しております、要請書にも出ておりますが、「特定地方都市洪水防御計画調査」というものを上流の開発調査で実施しております。
- **原科共同議長** こちらですか。
- **鈴木** こちらが直接かどうかは確認致します。資料を簡単に作ります。今岡崎部長からお話がございます。
- **原科共同議長** どうぞお願い致します。
- **事務局 岡崎 (以下 岡崎)** 今わかっているところでお伝え出来るところを、ご説明させて頂きたいと思います。前提となる開発調査で何をしたかということと、その代替案をどのように検討したかということだと思います。開発調査では13都市のインベントリー、4都市のマスタープラン、そのうちのオルモック市を含む2都市について緊急のフィージビリティ調査を実施しました。都市河川の非常に疎通能力が低い河川で、洪水被害が起きているところを対象にしての緊急の河川改修が必要であろうということから、この調査を実施いたしました。さらに、台風「ウリン」という非常に大きな洪水被害をもたらした地域を対象としまして、その台風「ウリン」の同規模のものが、その後に来た時にも十分川の水が上流から海まで流れるというところを前提としての、河川計画を作りました。従いまして、その **alternative** としては10年に一度の洪水なのか、5年に一度の洪水なのか、そのあたりをいくつか対象として、投資規模について検討されたということになっております。河川改修以外の代替案があるか、どうかというご指摘については、ここの開発調査の中では河川改修という1つの、川の幅を広げたり、深さを深くしたりという、その水の疎通能力を高めることで対処しましたということで行っております。他の代替手段としては、河川の洪水対策については、ダムで止めるか、遊水地により上流で氾濫させるかという色々な方法があるかと思いますが、非常に短い区間の河川の水をどのように海に流すか。現に5,000人の人間が亡くなっております。オルモックについては台風「ウリン」で、5,000人の人が亡くなって、流されております。それをやはり一時的にはその被害が起きないようにというところを前提にして、この計画がされたということがございます。
- **原科共同議長** 田中委員、どうぞ。

- **田中委員** 少し補足説明をさせていただきます。私は直接、この案件ではございませんが、2度ほど現場へ行く機会がございました。実際、改修のところも見させていただきました。洪水が起きた時に、今この河川改修（リバー・トレーニング）をするあたりに、たくさんスラムのようなところがございます、スクウォッター（不法占拠者）の人達が沢山住んでおりました。8,000人という人数が書いてありますが、そのうちの多くの亡くなった方々が、オルモック湾に埋まるほどだったというような状況がございました。この案件は新設の道路ですとか、新設のダムの場合と違って、ここにいたらまた同じことが起きるかもしれないという状況の中で、計画が立てられたと聞いております。先程の事前調査の時に、どんな判断があったかというご質問がございましたが、作業監理委員会の中にも旧建設省の方が入っておられましたので、そのあたりは専門の立場からご議論頂いていると聞いております。以上です。
- **原科共同議長** ありがとうございます。だいたいよろしいでしょうか。今の件に関してはよろしいでしょうか。開発調査に関して、資料をご提供頂くことは必要でしょうか。だいたいご理解頂けたということで、よろしいでしょうか。どうぞ、藤森委員。
- **藤森委員** 自分の出身の話が色々出ておりますが、133ページの「プロジェクトの構成内容」についてですが、計画洪水量が50年確率になっておりますので、一遍に50年確率でいくのかということころは、やはり環境社会配慮という点では、議論していた方がいいのではないかと思います。改めてご説明頂いた方がいいかと思います。以上です。
- **原科共同議長** ありがとうございます。西井委員はいかがですか。
- **西井委員** 出来ればお願い致します。
- **原科共同議長** そうですか。そうしましたら、簡単に補足説明をして頂いた上で、次回までに資料を用意して頂いて、今の件は確認したいと思います。一言どうぞ。
- **岡崎** 社会配慮等について、調査も含めて検討されなくてはいけないというご指摘について、どの程度の社会配慮、住民移転、スクウォッターが沢山いたところについての計画にしたか。当然、調査でもそのような社会配慮というのでしょうか、住民配慮というところについても調査はしたということで、住民に対してのインタビュー、それが次のECCというフィリピン側が取るべき措置まで、社会開発にて支援に必要な調査を行ったということが1つあると思います。あと補足でございますが、その後に同規模の洪水が、この工事完了後に発生しておりますが、その際には河川改修によりまして、大きな被害に至らず死者も無く、台風が過ぎたということは、事実としてその後に発生しております。
- **原科共同議長** どうもありがとうございます。それでは今の件は、よろしいでしょうか。事務局お願い致します。それでは別のご意見として、吉田委員どうぞ。
- **吉田委員** せっかくケーススタディをしておりますから、これらのケーススタディから得られる意味合い、ガイドラインづくりに対する合意、implications というものをコメ

ントとして挙げたいと思います。その前に作本委員からございました、土地に関する支援ですが、ドナーは土地収用やそれに関することは、一切出さないということが原則です。これは単なる土地の所有移転ですよ。国民が持っている私有の土地を、国家が買い上げるといふことですから、資産の所得移転の問題です。国外から **additional** にお金を出すという筋合いではないという理解で、土地に関しては、ドナーは支援しないというのが原則になっていると思います。

- **作本委員** 私の質問は丁度その関連で、その場合には世銀並の移転の条件、以前よりより良くなる生活水準、JICA も同じ様に沿っていると思いますが、そのような住民移転に関する何かしらの要求も一緒に抽象的な表現として付けたのかということも、お聞きしたいのですが。
- **吉田委員** それはガイドラインにありますよね。まさに今我々が行っているものだと思います。その点に関して、今からお話致します。いくつかの大変重要な **implications** があると思います。それは私の今の感じでは、ガイドラインの持つ可能性と限界ということだと思います。ガイドラインを、例えば今このケースでとりわけ問題だったのは、土地の収用とそれに伴う住民移転。いわゆる社会環境配慮の一番難しい、途上国が一番苦労しているポイントだと思います。このケースでは、先方に投げかけたというのは1つのやり方だと思いますが、やはり技術協力機関としては、それに伴う制度的な側面ということに対して、もう少し支援をしてもいい。例えばこの土地収用、住民移転に関して、**local government** にはどのような法制度があるのか。実はドナーの多くのガイドラインでは JBIC でも他でも 2、3 のパラグラフで原則が書いてあります。彼らにとってみれば原則を守る実効性のある手段をどうしたらいいのかがわからない。このような時に出来れば、例えば日本ではダムが戦後 1,500 近く建設されました。水資源開発公団の数十のダムでの住民移転もおそらく数千軒に達しているでしょう。皆さんご存知のように、いくつかは裁判沙汰にもなりました。そのようなことを日本の経験として、川村委員は世銀ではどうかと言いましたけれども、そうではなくて、日本ではというスタンスで考えて頂きたいと思います。日本にはさまざまな経験があつて、同じような問題をこのように法整備をして、制度を作つて、メカニズムを作つて、中央と地方と住民がこのように組織を作つて、移転される住民は組織化して、どのような計算方法で資産を算定しているというような素晴らしい、失敗もありますが、たくさんの経験の蓄積があるわけですから。それを是非利用してもらいたい。ガイドラインの中にレファレンスとして、こちらを参照すれば日本の例がありますという形にすれば、途上国は非常に感謝すると思います。そのような技術協力に伴う法整備、制度面での支援というのは、最近増えていきますし JICA には能力が十分にあると思います。加えて、先程の例にありました、コスタ・リカの例にあったような研修ですね。実務的課題ごとの研修とパッケージングさせてはいかがでしょうか。ガイドラインはあるが、途上国の人には実際にどうしたらいいのかわからない。それでは日本の経験を見たらどうですかと参考になる。研修を他の協力

方式と有機的にパッケージすると、まさにガイドラインの可能性がすごく広がると思います。是非そのようなことも含めて、ガイドラインだけに絞って議論するのではなく、全体にガイドラインをいかに有効的に効果的に使うかという、そのようなシステムが現に JICA にあるのですから、是非そこも含めて考えて頂きたいと思います。いわばお願いです。以上です。

- **原科共同議長** 今のご意見などは、我々の提言の中に書いてゆくことですね。どうもありがとうございました。村山委員、どうぞ。
- **村山委員** 今の吉田委員のご発言に関係することですが、日本で行う場合は、どのような人が、どこに住んでいるかという情報は、かなり明確に把握できると思います。しかし、例えばこの事例では、先程田中委員よりスクワッターが結構いたというお話があったのですが、誰を補償して、誰を移転させるかという identify がなかなか難しい側面があるという気がします。このような話が出てくると、元々住んでいなかった人が集まってきたりという話もありますので、そのようなご苦労がもしあれば、少しご紹介頂きたいと思います。それから、やはり住民説明会を開くと言っても、地域の事情がわかっている人が入ってこない、なかなか話が進まないということがあるかと思うのですが、このあたりの resource person というのでしょうか。どのような人が参加して、どのような形で行ったかという説明会のやり方も少しご紹介頂ければと思います。
- **原科共同議長** それでは今の件、お願い致します。
- **松浦** 若干の経験上から申しますと、確かに土地収用というのは現実のプロセスですから、確かに言われたように、後から住み込むという問題もたくさんございます。土地収用のいわゆる数字的に何戸を対象にしたかというプロセスにつきましては、開発調査を行っている段階では地形図から読み込んで約 200 戸というような数字を出してまいりました。ところが基本設計で 1996 年に至ったところでは、具体的な案に基づいて 365 戸というような例になってきております。土地台帳からの補償数などもございますが、最終的にこれが戸数、世帯数、オーナーという数が入り乱れてきますので、そのようなことからいいますと最終的に、世帯数が 767、建設戸数は 365、オーナーにつきましては 285 名いたという中で、このような数字をどう補償するかについては、公共事業・道路省にお願いをしたということになります。ご参考までに、今持っている情報はそのような苦労があったと聞いております。
- **村山委員** もう 1 つ、説明会の詳細について、もう少しお願い致します。
- **松浦** 基本設計の時の住民参加の説明会については、リーダー的な人を呼んで、私どもの調査団員が行った経緯がございます。基本設計の周期、それから実施設計期間中に、向こうが交渉したと思いますが、私どもは残念ながら、そのあたりはフォローしておりません。情報がございません。
- **原科共同議長** 他にご意見、ご質問はございますか。今の件ですか。補足ですね。お願い致します。どうぞ。

- **岡崎** すみません。先程国土交通省の委員からのご指摘で、50分の1と申し上げましたが、修正させていただきます。50分の1はマスタープランの時の計画で、緊急の時は20分の1で計画をしております。そのように修正させていただきます。
- **原科共同議長** それでは澤井委員、どうぞ。
- **澤井委員** 住民移転関係ですが、これはJBICとしても非常に頭の痛い問題で、我々がプロジェクトを appraisal する際に、一番労力や時間を割いて行っているところです。先程もありましたように、補償費の関係は吉田委員からもご説明あったように、支援の対象にJBICもしておりません。ただ移転先のインフラ整備については、お金を出しております。住民移転のやり方ですが、この例では基本設計調査と同時並行的に移転が実施されています。予算化の話は別にして実施されているということですが、やはり移転計画の妥当性のチェックというのは、必要ではないかと思えます。極端な例ですが、途上国では安易に強制執行して住民移転を行った上で、綺麗になったからこの事業をして下さいということもあり得る訳です。果たして、そのようなところで支援できるのだろうかという問題は当然出てくると思えます。それが一年前であれば明らかに駄目で、10年くらい経って落ち着いていたらどうかという複雑な問題が絡んでいるのですが、一応その計画が適正に行われていると、ある程度妥当だということは確認せざるを得ないことだと思っております。通常 F/S 等は、このような移転計画、移転の実施が行われていない状態だと思うのですが、F/S の段階で何をしなければならぬかということになります。JBIC が finance する前には基本的に F/S での情報で appraisal する訳です。やはり移転の基本計画というのは非常に重要なものになってきております。基本計画の中には移転対象者、これは正当な住民と不法住民、不法住民の中にも eligible と ineligible とがございます。カットオフデートをどう設定しているのか等も書かれております。あるいは移転後の生計回復手段はどうするのかということも、JBIC のガイドラインにもそのような配慮を謳ったところがございますが、それらも計画の中に入れておくべきである。あるいはモニタリングの計画、基本計画そのものが多くの途上国では住民移転の法制度というのは、ある程度整っていると思うのですが、そのような法制度の裏づけはどうかということも、基本計画に照らし合わせて確認するという作業を、私どもは行います。従って F/S の段階あるいは、D/D の段階では、そのようなところをきちんと見ていただかないと、直ぐに finance には結びつきません。世銀あたりは、我々以上に、プロセスが違うので当然なのですが、移転の基本計画ではなく、実施計画そのものを LA 締結の前に要求しております。それから、私どもが確認する事項の中には、住民移転への説明の実績、そして、その意見をどのように基本計画に配慮しているかということも確認しております。F/S の段階ですので正確な数字がないにしても、やはり概ねの移転数、それから用地取得の面積、数等はどうしても確認せざるを得ません。一応世銀では、200人以上を大規模な住民移転というように取り扱っておりますので、JBIC もそれを準用しております。言い方を変えれば、200人以上のものについては、

きちんとした住民移転基本計画を作らなければならないということになるかと思いません。説明会を通じて、大規模な反対運動、組織的な反対運動がないということも、我々が確認しなければならない事項である。勿論、100%賛成だということは、事業を行う際にはあり得ないわけで、いくらかの不満は当然出てくるわけですが、そのようなものが組織的ではないということは、早い段階、計画の段階では確認しておきたいということです。移転に対する際の実確認であって、補償の詳細については実施計画をきちんと作らないと出来ないところがございますので、基本的に事業に賛成し、移転することに賛成しているということの確認をとりたいということです。プロジェクトを実施するにあたって、どの段階で何をどこまでさせるかというのがあり、JBICもfinanceをする、あるいは無償資金協力でもいいのですが、financeを決定したあとに、例えば住民への説明が不十分であれば、どのタイミングで行わなければならないか。あるいは、実施計画書の詳細をどこまで作って、JBICの確認事項にしなければならないのか。このようなものを融資に反映させていくというプロセスを取っております。これは、無償であるか借款であるかの違いだけであって、基本的には変わらないのではないかと思います。JBICの経験も踏まえて、コメントさせて頂きました。

-----◇-----

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。我が国でも土地収用法が昨年改定になりましたが、その時の大きな議論は、やはり移転が必要か、どうか。事業の広益性ですね。広益性の認定をどうするかということで、相当丁寧な参加の手続きが必要だということになりました。そのための通達等も出ております。そのように参加の推進は我が国の基本的な姿勢にもなっているわけですから、おっしゃられたように移転の必要性については、きちんとして、広益性の確認がベースだと思います。そういったことが必要だと思います。

皆さんから活発な意見を頂いております、あつという間に時間がきて、17時になってしまいました。何度も何度も案件の説明が先送りになってしまうのは申し訳ないので、案件事例のご紹介の3つ目がございますので、出来たら今日やって頂きたいと思えます。そのためには、事前の合意が必要でございますので、15分ほど延長してもよろしいでしょうか。よろしいですか。それでは、15分延長ということに致します。この2番目の案件はよろしいですか。

それでは、3番目の「タイ国エイズ予防地域ケアネットワークプロジェクト」の説明を簡単に頂いて、質疑に入りたいと思えます。

- **事務局 吉澤（以下 吉澤）** 医療協力部計画課で課長代理をしております、吉澤と申します。よろしくお願い致します。時間が非常に限られておりますので、簡単にご説明したいと思っております。技術協力プロジェクトの事例ということで、タイのエイズ予防地域ケアネットワークプロジェクトというのを選んでみました。1998年2月1日から2003年の1月31日まで、ついこの間まで実施されていたプロジェクトでございます。

す。まず、技術協力プロジェクトについてのフローの説明は、時間等の関係で行っておりませんが、皆さんはよく、**project cycle management** ですか、あるいはプロジェクト評価というような名前でご承知かと思います。そのようなプロセスの中で、計画実施評価というサイクルで実施しております。その中で開発調査ですか、無償資金協力のように、例えば EIA といったような特定の環境社会配慮に関する手続きやプロセスを、特段技術協力プロジェクトでは設けておりません。その 1 つには、技術協力プロジェクトの性格と致しまして、人材育成や、制度構築、個々の人間あるいは制度・組織としての能力向上が目的でございますので、住民移転等のネガティブな形の環境社会インパクトというのは、通常ないか、あっても極めて限定的であります。それからもう 1 つには、**project cycle management** といった形で、仮に配慮すべき環境影響、社会影響があった場合には、それは十分にそのサイクルの中で取り上げることができると考えております。この事例ですが、そういった中で環境、社会両面で配慮を行った、技術協力プロジェクトとしてはどちらかという珍しい事例に属するということになります。まず、概略を申し上げます。タイにおけるエイズの感染ですが、エイズの感染率（HIV ウィルスへの感染率）は既に 1%を超えています。これは 1990 年代前半にエイズの感染爆発が、タイでは非常に懸念されましたが、実際に起こり、タイ政府が大規模なタイ予防キャンペーンを行い、なんとか感染率を 1%に押さえ込みました。エイズ対策という意味では、成功例と言われておりますが、1%を超えているというのは日本の現状と比べると、非常に高い感染率となっております。従ってタイ社会においては、そういった HIV 感染者・エイズ感染者との社会的共存を図らなければならないという段階に達しております。JICA では、タイにおけるエイズ関係の協力というのは、1990 年代前半からずっと続けておりますが、そういった状況でタイ政府とは、1998 年からこういった HIV 感染者・エイズ感染者との社会的共存を目的とするというようなプロジェクトを実施致しました。具体的にどのようなことを行ったかといいますと、資料 175 ページの 2 番の真中あたりに、「プロジェクトは (1) HIV/AIDS 問題の解決のための保健人材の育成、(2) HIV/AIDS 予防とケアのシステム（ケアネットワーク）の確立、(3) HIV/AIDS に対する地域レベルの活動促進（コミュニティレスポンス）、という 3 つの柱として活動を行ってきた」ということですが、一言で申し上げますと保健人材の育成、HIV/AIDS 予防とケアといった医療的な協力というものと、HIV 感染者・AIDS 感染者に対する社会的なサポート、ケアという部分と、コミュニティ周辺社会の HIV/AIDS に対する理解の促進ですか、それから予防活動への参加といった社会的な協力というものを組み合わせて実施したということでございます。「環境社会面に対する問題点」として 3 番目に挙げております。環境面という点では 1 つに、医療廃棄物の不適切な処理による感染拡大の危険性というのがございます。エイズに限らないのですが、医療廃棄物を適切な処理を行わないと血液を介しました感染がされる、あるいは細菌ウィルス感染を病院の中で起こすというようなことがございます。HIV に関しましては、皆さんご承知の通り、血

液を介して感染する病気ですので、使い終わった医療関係の廃棄物、注射器、メスといったようなものを、きちんと洗って、処理して、殺菌してというようなプロセスが非常に重要になってきます。それから社会面ということでは、先程にも申し上げたようなことですが、HIV感染者の差別ですとか、感染者、家族等の経済力の低下、医療サービスへのアクセスにおける格差といった問題がございます。こういった面について配慮を行って、協力をしたということです。前者の環境面に関しては、院内感染対策ということで、技術協力プロジェクトで派遣します長期専門家が、そういった関係の指導を行い、適切な処理の手順の指導を行い、且つガイドラインを行い、そういったことの病院内でのトレーニングというようなことについて、指導を行いました。社会面につきましては、先程既に申し上げたことの繰り返しになってしまうかもしれませんが、エイズに関する医学的な協力。このプロジェクトの場合には、人材の一般的な育成ということに加えて、エイズに限っていいますと、母子感染。母親から生まれてくる子供に HIV が感染するというようなことがございます。この母子感染予防ですとか、エイズ・HIV ウィルスに感染致しますと免疫力が低下致しますので、それに伴って HIV/AIDS 以外の感染症にかかりやすくなります。これを日和見感染症と申しますが、特に結核への感染が最近、世界的にエイズとの関係で流行しております。その予防への支援を、このプロジェクトでは行っておりますが、そういったことに加えて、予防活動のコミュニティへの参加促進、それからエイズ患者・HIV感染者への社会的な支援。重要なポイントとしては、患者及び感染者同士の相互扶助という、お互いにグループを作り、助け合う。そしてグループ化されることにより、社会的に認知され、且つ患者・感染者の権利を認めるというような活動のサポート等を行いました。そういったことを通じて、HIVの感染率も低下致しますし、患者感染者の社会的共生が進んでくる。それから患者感染者への社会的な偏見や経済格差の縮小といったことに繋がってきます。そういったことを通じまして、感染者の Quality of Life の向上を図ってきたということでございます。以上で終わります。

- **原科共同議長** 176 ページに「予定どおり 2003 年 1 月末で終了する予定」とありますが、これは終了したわけですね。随分前に資料を提供して頂いたので、タイミング的には既に済んでいたようですね。ご質問等がございますか。よろしいですか。これは、このような環境社会配慮をした評価結果を、179 ページの「別紙 3」のような形でまとめられたということですね。
- **吉澤** 「別紙 3」は、技術協力プロジェクトの終了時に、終了時評価というものを行っております。評価ということでは、事前評価、中間評価、終了時評価と 3 段階の評価を行っておりますが、これは終了時評価の報告の要約ということでございます。これをご覧頂くのが、最終的にプロジェクトがどういった成果を挙げたのか、どのように評価されたのかということで、若干わかりにくい点もあるかとは思いますが、皆様のご参考になるのではないかと思います。付けさせて頂きました。
- **原科共同議長** よろしいですか。今日の議論はここまでに致します。予定時間はあと 3

分くらいです。今日は議題予定として4、5、6番がございましたが、これは次回に致します。それから次回のタイミングですが、こういったことで時間がかかりますので、4月以降はダブルヘッダーで行おうということになりました。ビューローで相談した案が、4月24日、25日。2日間連続で行ってみてはどうかということでございます。24日は午後と、25日の午前ということで、遠くからお見えになられている方も、一泊して頂くだけで、なるべく短い滞在で終わるのではないかと思います。このような組み合わせを考えてみました。このような計画はいかがでしょうか。2日連続ですと準備も大変ですし、議論も疲れると思いますが、少し頑張ってみましょうということです。それでは、森嶋委員どうぞ。

- **森嶋委員** 広島修道大学の森嶋でございます。次回、私自身の参考にしたいと思いますので、可能でございましたらということでのお願いなのですが、今日3つのタイプの違う報告があり、非常に参考になりました。特に最初の COSTA・RICA の先駆的な取り組みが、大変に参考になりました。この中には、これから委員会で議論すべき色々な要素、情報、素材が含まれていたような気がしております。これらの取り組みの公式な評価というものは難しいとは思いますが、ここで取り上げた住民参加の方法、アセスメントを早めに行ったこと。特に、事前調査、本格調査で、環境なり社会配慮担当する人のウェイトが非常に高かったということに驚きました。もし可能でしたらこれらを担当された方が、事業の各段階で、どのような話題があって、どのような議論をして、どのような判断をされたのか、また、このような先駆的な取り組みをしたことによって、このような効果がありましたというような情報が頂ければと思いながら聞いておりました。もし可能でしたら、お願いできないでしょうか。
- **原科共同議長** 今の COSTA・RICA のケースですね。今の件よろしいでしょうか。
- **太田** 後程、資料にまとめまして提出いたします。

-----◇-----

- **原科共同議長** では次回、ご用意下さい。他に何かございますか。よろしいですか。それでは次回、4月24日と25日。第6回と第7回連続で開催させていただきます。これでもうまくいけば、その先もそのようなパターンで行いたいと思いますが、大変でしたらその次は方針を変えます。場所は、今日の場合と違いますのでご注意ください。国際協力総合研修所。これは市ヶ谷ですね。鈴木さんからご説明頂けますか。
- **鈴木** はい。第2回だと思いますが、一度開催させていただきました市ヶ谷の大日本印刷の近くでございます、私どもの国際協力総合研修所の2階に、国際会議場という広い部屋がございます。前回と同じ部屋でございます。そちらで行いますので、よろしく願い致します。
- **原科共同議長** それでは若干オーバー致しましたが、これで終わります。ご協力どうもありがとうございました。

-----◇-----

午後 5 時 17 分 閉会